

第五節 北但大震災 復興と昭和恐慌

四五、西村佐兵衛町長の震災復興補助金陳情書

(坂本文也家所蔵文書)

陳情書

城崎町長 西村佐兵衛謹テ

兵庫県知事 山県治郎閣下ニ陳情ス

今回城崎町震災復興ニ付最モ考慮ヲ要スヘキ建造物ニ関シ百年ノ長計ヲ設定スベク防火施設上ニ付懇篤ナル旨趣書城崎分署長ヲ経テ通告并ニ神戸城崎郡長ヲ経テ趣旨徹底方小職へ通牒之趣謹テ拝承仕候
小職儀予テ高遠ナル理想トシテ世界ニ冠絶セル我帝國ニ於テ温泉地トシテ理想的ノモノナキヲ慨歎シ殊ニ国家ノ見地ヨリ見ルモ本邦第一ノ貿易港ヲ有スル本県ノ温泉トシテモ当町ヲアラユル設備ヲ完成シタル世界

的保養地タラシメント深キ考察ヲ有シタル折柄昨春未曾有ノ震災ニ因リ全町全滅ノ悲惨ニ遭遇シ其不幸ヲ嘆キ復興ノ容易ナラザルヲ憂慮セシモ一面其素志ヲ貫徹スルノ機至レルヲ喜ビ単ニ復旧ノミナラズ所謂国立温泉ヲ造成スルノ意味ニ於テ国家及県ノ援助ヲ懇請シタル次第ニ有之候其当時ヨリ県御当局ニ非常ナル御同情ト熱烈ナル後援ニヨリ政府及県ヨリ多大ノ御援助救護ヲ得タルハ小職ノ永ク感泣已マザル所ニ有之候モ小職ノ理想ハ空想ト認メラレシニヤ不幸当局ノ認容ニ至ラズ一面町民ノ資力全然渴乏セルノ際トテ意ノ如ク素志ヲ貫徹スルノ機宜ヲ失シ今日ノ状態ニ推移シタルヲ遺憾トスル所ニ有之候

然ルニ今般前記ノ御通牒ヲ拝読スルニ予テヨリノ理想ト希望ニ満チタル小職ノ意見ト相合致シ再ビソノ実現ノ機会ヲ与ヘラレタルハ小職ノ最モ本懐トスル所ニシテ真ニ欣喜措ク能ハザル所ニ有之候

然ルニ付表甲第一号甲第二号ノ調書ニ示セル如ク町及町民共ニ今日以上ノ資力ハ全然絶望ト悲観セザルベ

カラズ而シテ此ノ事業ヲ遂行セント欲セバ何等カ他ニ財源ヲ求ムルノ策ナカルベカラズ依テ以テ充分ナル補助奨励金ヲ以テスルノ外他ニ余地ナキヲ確信ス而シテ補助ノ徹底ヲ欠キ而モ固ク之ヲ強フルハ徒ラニ病馬ニ鞭ツニ等シク急速ヲ要スル復興ヲシテ益々鈍カラシムルノ外其効無ク此ノ如キハ政府及県当局ヲ初メ一般社会人士ノ当時ニ於ケル同情ニ対スルノ途ニ非ザルヲ信ズルモノニ有之候

而シテ乙第一号防火地区建築物ハ総延坪四千五百拾貳坪ニシテ乙第二号ニ示セル建築費ノ差額ハ延坪一坪ニ対シ百六拾參坪ナルヲ以テ其総額百四拾七万九百拾貳円トナリ延一坪ニ対シ少クモ壹百円以上ノ補給ニ依ルニ非ザレバ奨励ハ勿論之ヲ実行スベキ協調ト了解トヲ得セシムルノ確信ヲ有セズ其ノ結果総額九拾万貳千四百円ヲ要シ候

然レドモ此ノ如キ巨額ナル金額ヲ単ニ県費支出ノ補助ノミニ俟ツハ或ハ不可能カト恐察仕候条再度県御當局ノ贊助ヲ得テ小職上京ノ上内務大臣大臣ニ請願具

申致シ度存居候

此ノ機会ヲ失シ候テハ再び好期ハ来ルマジクト存候ニ就テハ此際十二分ノ設備ヲ完カラシメ度一小部分ノ防火地区ヲ作ルガ如キハ其価値皆無ト認ムベク又此ノ如キハ遊覽地タル当町ノ事情ヲ全然無視シタルモノニシテ寧口為サヅル方反ツテ町ノ美觀ヲ損セザルモノト謂ツベク^{マズ}後年世ノ笑ヒヲ受クルヲ如何セシ

此ノ如ク何レノ点ヨリ考察スルモ不合理ナル設備ヲ為スハ誠ニ百年ノ長計ヲ誤ルモノト云フベク此際徹底ノ防火設備ヲ実行致サセ度希望ニ堪ヘズ候然リト雖之ガ為メ徒ラニ時期遷延セバ折角氣ニ乗ジタル復興ノ機運ヲシテ挫折セシメ町民ヲシテ益々苦境ニ陥ラシムルノ結果ヲ来スナキヤ現ニ旅館營業者ノ如キモ建築物ニ対スル県ノ許否決セザル為メ徒ニ傍觀座食スルノ状態ニアリ随テ之ニ伴フ他ノ商業家職業者ニ於テモ同一ノ状態ニアリ只徒食スルノ外策ナク皆粥ヲ啜リ塩ヲ嘗メテ復興ノ一日モ早カラシコトヲ且ツ語り且ツ談ジ渴望止マズ加之ナラズ昨今旅館復興資金住宅組合資金及び

信用組合資金等皆何レモ供給ヲ仰ク事ト相成町民皆復興ノ愈々近キニアルヲ歡喜セルノ際予期ニ反セル新シキ障碍ヲ耳ニシ復興ニ一頓挫ヲ来スガ如キ事アラシカ町民怨嗟ノ声民衆ノ心理真ニ測リ難ク一朝思ヒテ此処ニ致サンカ真ニ全身粟ヲ生ジ一日モ現職ニ晏如タルコト能ハザルモノト憂慮ニ堪ヘズ候

事情右ノ次第二有之候ニ付キ何卒特ニ御詮議ノ上本省ニ充分ナル補助金下付ノ請願ノ方法並ニ即時許可セラルヘキ方途御指示賜ラバ小職ハ勿論本町民ノ最モ欣幸トスル所ニ有之候

希クハ理想実現ノ為メ知事閣下特別ノ御同情ト厚キ御指導ヲ垂レ賜ラン事ヲ

謹デ事情ヲ具陳シ併セテ何分ノ御指示仰ギ度伏而奉

悃願候

謹言

大正十五年 月 日

四六、西村佐兵衛町長退職につき事務引継報告

(城崎町役場所蔵文書)

(表紙)

吏員事務引継一件
城崎町役場

第一〇八二号ノ四

昭和三年九月二十二日

城崎郡城崎町長職務管掌 兵庫県属藤網幸二

兵庫県知事 長 延連殿

町長事務引継終了ニ付報告

当町長事務引継終了候ニ付テハ別紙引継書謄本相添此段及報告候也

城崎町長退職事務引継ニ付演述書

一 本町ハ去ル大正十四年五月大震災ノ直後ヨリ今日ニ至ル復興事業ニ関スル経過及収支ハ各書類ニ分チ大要別紙ノ通りニシテ各年度予算ニ計上ノ經常臨時ニ区分シ処理シタルモ大正十四、十五兩年度ノ如キハ歳入出予測困難ニシテ歳入ニ大ナル欠陥ヲ生シ或ハ徵稅滯納者続出シ完納ニ至ラス支出ニ於テモ予算外ノ事項多々發生シ収支關係行詰リノ状態ノ時期モ有之幸ニ復興資金ノ前渡或ハ義捐金ノ分配等ニ依リ一時之ニ流用或ハ充當シ適當ニ考慮シ各年度予算ニ對シテハ規程ノ決算ハ之ヲ明瞭ニシタルモ復興諸般ノ事業ハ繼續事業ニアラサルモ不止得工事進行上年度ヲ跨リ或ハ中途ニ打切り臨時仮払又ハ繰替払等數多免ルベカラサルモノアリ總テ之等ハ事業完成ノ上実行予算トシテ彼此流用又ハ款項ノ更正ニ依リ一括整理決算ヲ遂クルハ已ニ本件ニ関シテハ町会ノ了解ヲ求メ且各書類毎ニ町区會選出委員制度ニ依リ遂行シタル事業ニ付収入役帳簿ニ組入ナキモノニ對シテハ証書面ニ依リ一時仮払トシテ承認セラレ度シ

二 復興事業ノ為メ工務部ヲ設置シ建築土木ニ干スル技師技手ヲ雇入レ各部分設計及監督ニ從事セシメ其給料手当ハ各種ニ跨リ繰入上復雜ニ亘リ予算外ノ支出仮払ノ部分多數アルモ是亦工事完成ノ上一括整理明瞭ニ計上決算ヲ遂クヘキモノニ付承認セラレ度右以演述書及引継候也

昭和三年七月五日

元城崎町長 西村佐兵衛 ㊟

水道 復旧之部

一 本町上水道ハ貯水池堰堤濾過池並ニ町内通路ニ布設セル鉄管各温泉場引用線等大正十四年五月大震災ニ因リ破壊セラレ之ガ復旧資金トシテ兵庫県ヲ經テ政府ヨリ拾六万九百円ノ無利息資金ヲ大正十四、十五兩年度ニ供給ヨ仰ギ当初予算計画ニ依リ經統事業ニアラサルモ震災直後通路交通困難ト県道改修工事施工ノ為メ鉄管理設工事ニ遅延ヲ來シ年度ニ於テ支出計算セシモ事業ハ昭和二年度ニ於テ打切り大略完

成セシメタルモ共用栓其他区域ヲ多少延長シ残工事ノ施行ノ必要アリ本予算繰越金ニ依リ年々復旧事業トシテ施行スルノ計画トス

追テ専用栓工事ハ各自ノ申告ニ依リ実費予算納入シ精算ヲ遂ゲ決算スベキ義ト了承セラレタシ

土木事業之部

一 本町内県道及町村道共從來其ノ幅員狭小ニテ市内中最モ狭小ナル部分ハ九尺幅ニテ自動車ノ運転自由ナラサル道路ナリシ処大正十四年五月大震災火災ノ為メ全町焦土ト化シ或ハ破壊シ或ハ土地低下シ市内ヲ貫通スル大谿川モ亦同様大破損ヲ生シ震災前ニ於ケル洪水氾濫ト交通不便ニ鑑ミ震災紀念事業トシテ県当局ニ於テ此際県道ニ於テハ相当改良拡張ノ方法ヲ講スヘク町ニ於テモ大奮発町百年ノ大計ヲ建ツヘク指導奨励ニ基キ資金ノ需給ヲ考慮シ県当局ノ厚キ同情ト後援トニヨリ県ヲ経テ土木事業復旧資金トシテ十四年度ニ亘リ拾九万四千四百四拾參円ノ無利息資金ノ供給ヲ仰キ県支弁以外町村費ニ属スル左記道路橋

梁ノ改良拡張ヲ計画シ直後ヨリ今日ニ至リ工事ニ着手セシモ種々ナル支障ヲ生シ全部完成ニ至ラス工事成跡計画左記ノ通りニシテ計画予算ハ当初予算前記拾九万四千四百四拾參円ヲ以テ収支シ工事中途ニアレハ充分ナル整理決算ヲ遂ゲ得ザルモ収入役諸帳簿面ノ通りニ付具体組入精算ハ追テ詳細整理ヲ遂クベキモノニ付了承セラレタシ

震災復旧ニ依ル県道以外町村道事業完成ノ部分左ノ如シ

橋梁之部

一 大谿川架設橋梁中町村負担ニ属スヘキモノ

(イ) 愛宕橋、桃島橋、柳橋、弁天道橋、

此四橋ハ県補助ニ属シ工費七歩補助トス

(ロ) 松崎橋、曼陀羅橋ノ二橋ハ全部町村負担トス

二 王橋ハ県負担工事ナルモ高欄其他電燈裝飾等ハ町ノ希望予算外ニ属スル分ニ対シ尙千四百有余円ヲ町費支出セリ

三 河川改良及町村道修築工事完了セシ分

(イ) 大谿川ハ登記所前へ県費支弁接続ヨリ津居山県

道大谿橋ニ至ル間幅員拡張石垣工事ハ全部町村費

ヲ以テ支出ス

但シ油筒屋前王橋ヨリ南側大谿橋ニ至ル間ハ全部

県費負担トス

四 一ノ湯前ヨリ大谿橋ニ至ル間北側道路、弁天道、

駅前通り県道あみや分岐点ヨリ旧小学校前ヲ経テ磯

ヶ谷通り、小林屋横ニ至ル道路、桃島道、新地ヨリ

地藏湯横周囲道路、城崎駅前ヨリ今津部落入口ニ至

ル道路、油筒屋前三宅庭園ニ沿フ道路、曼陀羅橋ヨ

リ右折極楽寺道ヲ経テ登記所前ニ至ル道路、鴻ノ湯

ヨリ西村屋屋敷ニ沿ヒ県道ニ達スル道路、北側本住

寺ヨリ大谷屋横ニ達スル道路中野屋横県道ヨリ筋違

橋ニ至ル道路、筋違橋ヨリ温城館ヲ経テ曼陀羅橋ニ

至ル裏川道路、北側町村道城崎銀行横柳湯浴場ヨリ

桃島道路ニ達スル道路、四所神社前県道ヨリ温城館

裏川道路ニ至ル道路、四所神社公園稲荷社横ヨリ県

道ニ達スル町村道、下御所町阿め新横県道ヨリ裏川

道路ニ達スル道路、上御所町三木屋横県道ヨリ裏川

道路ニ達スル道路、曼陀羅町福田屋横県道ヨリ曼陀

羅湯ニ通スル道路、大谿橋県道ヨリモーター乗船場

ニ至ル町村道

五 大谿川県道ニ沿ヘル南側パラベットハ県費負担ナ

ルモ高低ニ付中途町ノ希望ニヨリ変更工事ニ伴イ費

用ハ町費支出セリ

六 北側大谿川ニ沿ヘル一ノ湯前ヨリ鉄橋ニ至ル間パ

ラベット工事ハ町費負担ニシテ既ニ設計調製済ナル

モ工事未着手早晚実行ヲ要スルモノトス

七 予定工事ニテ未タ着手ノ運ビニ至ラサル町村道橋

梁工事大要左ノ如シ

道 路 ノ 部

(イ) 駅前通り梅屋横県道接続地ヨリ西 金光教前ヲ

経テ弁天道ニ通スル町村道

(ロ) 同かじ熊横ヨリ生田運送店前ヲ経テ鉄道線路ニ

沿ヒ鉄道踏切県道ニ達スル町村道

(ハ) 同あみや横ヨリ右鉄道ニ沿ヘル町村道ニ接続道

路

(二) 磯ヶ谷うをや横町村道ヨリ油筒屋裏ヲ経テ後山

山麓油筒屋横及新中町大谿川ニ達スル町村道

(ホ) 西谷橋ヨリ西谷奥山麓ニ通スル町村道

(ヘ) 港町県道ヨリ鉄道停車場下ニ通スル町村道

(ト) 四所神社ヨリ山麓蓮成寺ニ至ル下水溝及道路

(チ) 金光教会所ヨリ山麓ヲ通シ磯ヶ谷ニ通スル道路

(リ) 新地裏桃島道路ヨリ本住寺前ヲ経テ鉄道ニ通スル道路

橋 梁 ノ 部

(ヌ) 信濃屋裏筋違工事

(ル) 温城館横道路ヨリ愛宕山ニ通スル裏川橋工事

(ワ) 西谷橋工事

(ヰ) 薬師橋工事

其他道路及橋梁ニ接続スル工事中付帯、側溝工事未着手ノモノアルヲ認ム

区画整理ニ関スル部

一 本町ハ土地面積狭小ニシテ従来ノ通路ハ随テ其幅

員狭ク且迂余曲折シ交通上不便ノ点少カラズ本町ハ

著名ノ温泉場ニシテ之ガ改良ハ多年ノ宿題ナリシモ

町経済ノ豊富ナラサルト連担戸数市街体ヲナシ道路

ノ拡張ハ建造物ノ移転ニ巨額ヲ要シ其負担過重トナ

リ到底町民ノ負担ニ不堪シテ希望ヲ達成シ能ハサリ

シガ大正十四年五月大震災災ニ遭遇シ全町焦土ト化

シ莫大ナル被害ヲ蒙リ個人及公營物等ノ復興ニ対シ

政府県当局及天下ノ特志家ノ厚キ同情ト後援トニ依

リ無利息及低資並ニ多額ノ義捐金等ノ供給ヲ仰キ道

路ノ改良ト河川ノ泥濘ニ専ラ意ヲ注キ復興ノ速成ヲ

期セントスルニ当リ町内住宅地ノ区画ヲ整理シ道路

河川ノ改良ヲ断行スルノ必要ヲ認メ之カ対策ニ付耕

地整理法ノ適用ヲ研究セシモ住宅ノ耕整ハ其範圍外

ニシテ法律ノ適用ヲ許サス自治ノ發奮ニ依ラサルベ

カラズ実ニ容易ノ業ニアラサルモ前途我町ノ發展百

年ノ大計ヲ建ツルニハ此区画整理ヲ起シ温泉市街地

トシテ秩序整然浴客ノ満足ヲ与フヘク挙町一致復興

ノ大事業ヲ完成セシムルノ大覚悟ヲ促シ第一区画ノ

整理ハ本町復興ニ対スル骨子タルヲ信シ復興委員總會ノ議ニ付シ賛同ヲ得区画整理組合ヲ組織シ町民ノ自覚ト多数ノ後援ニ依リ全国ニ於テ多ク其比ヲ見サル本組合ノ組織成リ以テ河川ノ改良道路改修ノ目的ヲ達成スルニ至レリ其整理ノ大要ハ組合規約ノ規定ニ依リ土地所有者ハ其一割ヲ減歩率トシテ無償提供シ異動ニ係ラザル土地ニ対シテハ所有地ノ一割分ハ評定価格ニヨリ是亦料金ニテ提供シ潰地一割以上ヲ要スル分ハ時価評定ニ依リ町ニ於テ買収ヲ為スノ規程ナルニ因リ潰地ノ買収ハ随テ多額ニ騰リ其整理ハ未ダ完了ニ至ラス其処分方法ハ総テ区画整理委員ニ委ネ決算ヲ遂ケサルモ殆ンド式拾万円ニ近キ買収費ノ繰替仮払トナシ本金額ハ一時復興資金中ヨリ支出ノ止ムナキ実情ニテ別紙収入役計算書ノ通りニ付委員ニ於テ整理処分済ノ上ハ詳細ナル精査ヲ遂ケ計画予算面ニ計上シ決算ノ上引繼ノ報告ヲ為スヘキニ依リ了承セラレタシ

二 区画整理ニ依ル県道拡張工事道路敷中駅前通り後

藤管雄所有地及大江亀松所有地ハ買収ノ交渉中ニシテ未タ協定ニ至ラズ尤モ大江亀松分ハ遺地ニ於テハ略承認セルモ価格協定未済ニシテ再交渉依頼セバ了解ヲ得ル迄ノ順序トナリ居レリ後藤氏トノ關係ハ最も至難ニシテ現今ニ於テハ借地人トノ間ニ於テ交渉中ナル趣早晩解決ヲ見ル事ナラント思考セリ

旧校舍敷地及警察庁舎敷地ノ部

一 本町立城崎尋常高等小学校舎敷地ハ城崎土地建物株式会社ト新校舍敷地ト交換シ其契約ニ基キ旧校舍敷地ハ区画整理土地埋立ニ準シ該土地ハ県ノ補助及町費ヲ以テ埋立ノ契約ヲ為シ工事未了ナルモ其契約ハ別紙ノ通りトス

一 本町城崎警察署ハ震災ノ為焼失シ之カ復旧ハ県ノ施設ナルモ従来ノ庁舎ハ裏通りニアリ

県ノ方針ニ依リ改築庁舎ハ県道ニ面スル建設ニ関シ旧庁舎ノ敷地ハ之ヲ町へ下付シ新庁舎ノ敷地ハ町ヨリ寄付スヘク交換条件成立シ実行ニ至レルモ之カ買収費ハ交換ノ土地売払ヲ了セサルニ依リ現今仮払ト

シ整理ノ上歳入出予算計上整理スヘキモノニ付了承セラレタシ

町 営 住 宅 ノ 部

一 本町震災復興町民住宅ハ殆ント建築ヲ了シタルモ窮民ニシテ資力ナク県営バラックニ住居シ住家ノ建設ヲ為シ得ザルモノ多数アリ社会政策問題トシテ之カ住宅ニ関シ生活上稍安定ヲ与フヘク本町今津部落ト湯島区上部ノ両土地ヲ借受ケ今津住宅ハ三十戸分湯島区住宅三十戸分ヲ建築シ使用料ノ規程ヲ決議シ貸借収容シ居レリ而シテ本建築費ハ県救援団義捐金分配ノ内其ノ費途ノ承認ヲ受ケ漸ク本年三月全部建築ヲ了シ収容スルニ至レル状況ニシテ建築ノ収支ハ凡テ仮払ニシテ其精算ハ未整理ト共ニ追テ引継ヲ了スヘキモノト了承アリタシ。

町役場兼公会堂之部

一 本町役場ハ震災ニ因リ焼失シ之カ復旧ニ対シ兵庫県ヲ経テ政府ヨリ無利息資金十四年度ニ於テ八千五百円ノ供給及県救援団義捐金分配金四万七千円計四

万九千五百円ノ予算ニ依リ神戸市須磨藤谷直助ト請負ヲ契約シ目下改築工事中ニシテ此請負金額五万九千八百円ニシテ落成期日ハ本年六月三十日契約ナリシモ支障ノ理由ヲ認メ特ニ本年八月三十一日迄延期ヲ承認セリ

一 警備消防ノ組織ハ公設ナルモ消防器具機械一切ハ町費ヲ以テ買入レシ処震災ニ因リ蒸気唧筒ヲ除ク外全部格納庫ニ至ル迄焼失シ政府ヨリ県ヲ経テ七万五千五百円ノ無利息資金ヲ仰キ今日ニ於テハ二、三格納庫ハ未設ナルモガソリン及自動車唧筒ヲ購入シ殆ンド完備セリ其収支ハ前年度ニ經理シ或ハ仮払等ノモノアリ是レ亦予算形式ニ依リ決算ヲ遂クヘキモノニツキ了承セラレタシ

塵芥焼却場建設ニ関スル部

一 本町衛生ニ関スル各戸ニ於ケル同々堆積ノ塵芥及魚鳥類ノ腐敗物ハ従来掃除人夫ヲ使役シ毎日人車ヲ運搬シ湿地或ハ低地ニ埋メ一面、町有土地ニ於テ焼

却シ来リタルモ震災後旅館増加ト逐年戸数増加ニ伴
 ヒ塵芥著シク増加シ現今ニ於テハ捨場所ナク堆積セ
 シカ蠅及害虫発生シ衛生上難捨置現場ニ鑑ミ町会ニ
 協議シ最新式塵芥焼却場ノ設置当局一任ノ了解ヲ求
 メ施設町村ノ実地視察研究ヲナシ今回伝染病院付属
 空地へ美藤式塵芥焼却窯据付尚運搬道路ヲ新設工事
 中ニシテ本案ハ正式予算計上ナキモ該經費ハ県救援
 団義捐分配金中県ノ承認ヲ経タル公設住宅及付帯設
 備費中ヨリ支出スルノ予定ニシテ工事了ノ上精算
 スベキモノニシテ内仮払ハ収入役計算ノ通リトス

温泉浴場ノ部

一 本町湯島区温泉浴場六ヶ所ノ共同浴場ハ地藏湯ノ
 一部ヲ除ク全部震災ニ因リ焼失シ之ガ復旧資金トシ
 テ兵庫県ヲ経テ政府ヨリ大正十四年度ノ兩年度ニ拾
 參万五千元ノ供給及県救援団義捐金六万円ノ配給ト
 ニ依リ当初復旧改築ノ予算ヲ計上シ大正十五年度ヨ
 リ昭和二年度ニ跨リ一ノ湯、曼陀羅湯、地藏湯（上
 等湯一棟）ノ三ヶ浴湯ハ改築ヲ完成シタルモ御所湯、

柳湯、鴻ノ湯ノ三ヶ所ハ設計図案ハ已ニ完成シ工事
 着手セントスルノ際、内湯問題勃発ノ為メ一頓挫ヲ
 来シ今日ニ至ルモ工事着手ノ場合ニ至ラス不得止延
 期ノ止ムナキノ状勢トス
 温泉改築予算経理歳入出簿ノ通リトス
 本改築工事ハ本町発展上急速改築ヲ要スルモノニ付
 速ニ進行ヲ計ランコトヲ切望セリ

起債之部

一 本町震災前及震災後ニ於ケル起債額償還年次表ハ
 別冊起債台帳之通リニシテ其金額左ノ如シ

◎震災前ニ於ケル起債額

一金四〇、七〇〇円 大正九年十二月二十日起債許

可

大正七年北但風水害復旧費及個人災害復旧資金

大正十四年度ヨリ償還ノ処震災ニ因リ償還財源不
 可能ニヨリ大正十七年度即チ昭和三年度ヨリ償還

延納許可ヲ受ケタリ

一金七五、〇〇〇円 大正八年十月廿九日起債許可

大正七年北但風水害ノ際本町上水道災害復旧費支

弁ノ為メ

大正八年度ヨリ大正廿三年迄十二年賦ノ処大正十

四年震災ノ為メ財源不可能ニ因リ大正十四、五、

六、三ヶ年間延納許可昭和三年度ヨリ毎年度八、

六五三、八六〇年賦償還スルモノトス

但均等償還トス

◎震災ニ因ル復旧資金

一金一四〇、〇四一円 震災復旧事業費充当無利息

内金八二、六七〇円 小学校復旧費

金一七、一〇〇円 隔離病舎復旧費

金二、五〇〇円 火葬場復旧費

金三七、七七一円 公営温泉場復旧費

但シ十四年度借入五ヶ年据置自大正十九年度至大正四十三年度二

十五ヶ年賦

一金二一〇、九六七円 震災復旧事業費充当無利息

内金七八、五三三円 土木復旧事業費

金八、五〇〇円 役場庁舎復旧費

金 五〇〇円 街路便所復旧費

金一一四、九〇〇円 上水道復旧費

金八、五三四円 大正十四年度町歳入欠陥補

充費

但シ十四年度借入五ヶ年据置自大正十九年度至大正四十三年度二

十五ヶ年賦

一金二八五、一七八円 震災復旧事業費充当無利息

内金一一二、九一〇円 土木復旧事業費

金 四七、〇〇〇円 上水道復旧費

金 一三、五〇〇円 警備費

金 八、〇〇〇円 小学校教員住宅復旧費

金 九七、二二九円 公営温泉浴場復旧費

金 六、五三九円 大正十五年度町歳入欠陥

補充費

但十五年度借入五ヶ年賦自大正二十年至大正四十四年度二十五

ヶ年賦

一金五〇〇、〇〇〇円 旅館組合復旧資金低資

但十五年度借入年四朱八厘五ヶ年据置

自大正十九年度十五ヶ年賦
至々三十三年度

震災ニ因ル旅館復旧資金ニシテ町会決議ヲ経町起
債トシ本町旅館組合へ貸付シタルモノトス

一金一一五、〇〇〇円 産業復旧資金

十五年度借入 年四朱八厘

前項ニ同シク町起債ニシテ町会ノ決議ヲ経テ本町信
用組合へ貸付シタルモノトス

四七、城崎町町税及水道料滞納状況(昭和四年)

(城崎町役場所蔵文書)

町税及水道料滞納ニ関スル件

町税及水道料ニ対シ多額ノ滞納金アルハ遺憾ニ不堪
ス之レカ処分ニ関シ手配中ナリシモ其ノ実現ニ至ラ
サリシハ遺憾ナリ 而シ鋭意整理ニ務メタルモ尚ホ多
額ナリ之カ為メ町各種事業上ニモ大ナル支障ヲ生ズル
次第ナレハ特ニ御考慮ノ上之レカ処置ニ付万全ヲ期
セラレ度シ

[片岡町長 昭和四年二月九日]

四八、城崎町昭和三年度末町税滞納状況

(城崎町役場所蔵文書)

一 町税

[昭和四年城崎町事務報告書より]

町税科目	調定額		年内収入		年末滞納		残滞納 人員歩合
	税額	人員	税額	人員	税額	人員	
地租付加税	六六、一〇〇	一、四〇〇	七三、〇〇〇	一、三〇〇	七六、〇〇〇	三	〇、〇九
営業収益税	五九、七五〇	一、四〇〇	六七、〇〇〇	二七	一一、七〇〇	一四	〇、一一
付加税	一、三三八、九六〇	五、七五	一、四一六、一〇〇	五、四	五、一九〇	三	〇、〇九九
雑種税	五、七五〇、一〇〇	一、三三七	五、六七七、六六〇	一、三三七	一一、四〇〇	四	〇、〇一
付加税	八、〇〇〇、〇〇〇	一、三三五	七、四、〇〇〇	一、二七三	一一、七二〇	二六	〇、〇三
特別税	三、三〇〇、〇〇〇	一、九六〇	一、〇三〇、七〇〇	一、九五五	三、九〇〇、〇〇〇	三九	〇、〇三三
戸数割	三、三〇〇、〇〇〇	一、九六〇	一、〇三〇、七〇〇	一、九五五	三、九〇〇、〇〇〇	三九	〇、〇三三
合計	三、〇一五、〇〇〇	六、六五五	一、四五五、七五〇	五、九六〇	三、四九三、〇〇〇	六五	〇、〇一八

昭和三年度分町税調定総額貳万参千貳拾五円五銭ニシ
テ年度末現在滞納額三千四百七拾九円貳拾九銭ナリ、
前年度ニ比シ稍好成绩ナルモ右ハ義捐金分配ニ依リ納
付セシモノ大多数ニシテ義捐金ノ分配ナキ場合ハ前年

度ニ比シ非常ナル悪成績ナリ実状如斯之ガ整理ハ自治
運行上真ニ本町刻下ノ急務タルベク十一月ヨリ本年二
月末迄四ヶ月間納税督励員ヲ出張セシメ善処ヲ怠ラズ
ト雖モ此事ナルヤ単ニ当局ノ善処ニヨリテノミ成ルモ
ノニアラズシテ町民ノ自省コソ最モ肝要ナリト思料ス
依ツテ之ヲ望ムヤ切ナリ

四九、城崎町旅館復旧資金元金償還

年額変更申請（昭和六年）

（城崎町役場所蔵文書）

第三四〇号

昭和六年三月二十七日

城崎町長 松 尾 寛 二

兵庫県知事 岡 正 雄 殿

城崎町旅館復旧資金元金償還

年額変更ノ義ニ付許可申請

大正十五年三月十二日地第九〇七号ヲ以テ許可ヲ得タ
ル起債中旅館復旧資金トシテ本県ヨリ貸付ヲ受ケ更ニ

各旅館組合員ニ転貸シタル金五拾万円ニ対シ昭和六年
度ヨリ同九年度ニ至ル四年度間ハ既定ノ元金償還年額
ヲ減少シ爾後昭和十年度ヨリ同十九年度ニ至ル十ヶ年
度間ニ於テ繰下ケ償還ノ義特ニ御詮議ノ上御許可相成
度別紙理由書並關係書類相添へ此段申請候也

旅館復旧資金元金償還

年額変更ノ義ニ関スル理由書

本温泉場ハ曩ニ山陰本線ノ鉄道開通以來旧来ノ形体ヲ
一変シ急速ノ発達ヲ遂ケ歐洲戦乱当時ハ一般ノ盛況ニ
連レ未曾有ノ進展ヲ来シ投宿人員延一ヶ年四拾万人ヲ
突破スルノ状勢ヲ示シ爾來戦後ノ經濟界ハ漸時不振ト
ナリ多少ノ打撃ヲ免レサルモ引続キ年延三拾万人内外
ノ投宿人員ヲ収容シ之ヲ以テ当温泉場ノ常態ト見ルニ
至リ益々進ンテ浴客吸収ニ努力セル折柄大正十四年大
震災災ノ大禍ヲ蒙リ銳意之カ復旧ニ努メ漸ク完成ヲ見
テ業務ノ速進ヲ図リ四、五年間ヲ経テ再ヒ震災以前ノ
常態ニ復サシムヘク懸命ノ努力ヲ致シ追テ常態ニ近キ

年延二拾万人内外ノ収容ヲ見今ヤ予定ノ域ニ達セントスル折柄昭和四年ノ秋ヨリ同五年全体ニ涉リ深刻ナル財界ノ大不景ニ遭遇シ投宿浴客ハ著シク激減シテ常態ノ三分ノ一二低落シ極度ノ困憊ニ陥リ益々窮迫ヲ告ケツ、アリ一面震災ノ復旧ニ要シタル資金中旅館組合ノ起債総額ハ実二百六万余円ニ達シ

一、政府ノ低資ヲ本町ヨリ転貸シタルモノ

金五拾万円

一、農工銀行其他地方銀行ヨリ借入レタルモノ

金五拾六万五千二百円

之力償還ニ付テハ既定ノ計画ニ依リ進ムヘキハ勿論ナルモ前述ノ如キ困憊セル現状ニ於テ浴客數ノ激減ト共ニ一般物価ノ下落以上ニ宿泊料茶代等ノ低下モ亦甚シク辛シテ経営ノ維持ニ汲々タルモノアルモ如何セン昭和四年五年兩年度ノ如キハ營業純益ヲ以テ利子金ノ支払ヒニモ不足ヲ生スルカ如キ窮境ニアリ業者ノ何レモ他ニ恒産ナク全力ヲ旅館經營ニ投資シ旅館収入以外ハ殆ント何等ノ償還財源ヲ得ルニ途ナク從テ各自担保ニ

提供シタル物件ヲ処分シテ之カ弁済ヲ果サシムヘキモ貸付當時ノ担保價格ハ農工銀行ノ査定ニ基キ其ノ範圍内ニ於テ貸出額ヲ決定シ何レモ之ヲ肯定シタルモノナルモ一般財界ノ乱調ニ伴ヒ土地家屋ノ價格モ現今ノ時価何レモ暴落シテ半額ニ働セス今之ヲ処分センカ第一低当權者タル農工銀行ニ優先權ヲ有サレ本町ハ第二次ニ移ルコト、ナリ仮ニ農工銀行又ハ本町ニ於テ之カ処分ヲ成シ万一其ノ時期ヲ誤ルカ如キコトアラハ到底取捨ノ途ヲ失ヒ立所ニ多數ノ破産者ヲ出シ延テハ本町ノ自滅ヲ来スヤ明ニシテ今ニ於テカ之カ対策ヲ講スルニアラサレハ悔ヲ将来ニ殘シ慘ヲ招クハ必然ナルモ左リトテ目下地方ノ財界ハ一層窮迫ヲ極メ金融機關ハ梗塞シテ其ノ用ヲナサス本町財政ニ於テモ震災復旧ト共ニ更ニ六拾參万余円ノ公債ヲ有シ窮地ニ陥リ全ク余力ヲ存セス昭和五年度元金償還ノ如キモ一時具經濟ヨリ立替払ノ救済ヲ仰キタル状態ニシテ今ハ只万策尽キテ經濟界ノ順調ニ復スルヲ俟チツ、今後四ケ年間元金年額ノ減少償還ヲ懇請シ其元金未払額ヲ爾後十ケ年間ニ

繰下均等償還ヲ為シ此ノ窮状ニ処セントスル所以ナリ

五〇、城崎町昭和七年度末町税滞納状況

(城崎町役場所蔵文書)

(昭和七年城崎町事務報告書より)

十三、町税

1、滞納整理ノ状況

累加セル町税滞納金整理ノ為本年新二吏員ヲ採用シ稅務主任ト共ニ銳意納稅督勵ヲ行ヒ一部滞納処分ヲ為スノ止ムナキモノアリ処分ヲ執行シタルモノアリ、然シ整理ノ結果成績ハ上レリト雖モ尚完了ニ至ラザルハ甚ダ遺憾トス

2、納稅狀況

本年納稅組合ノ設立ヲ奨励シ現在二十七町内中三、四町内ヲ除キ納稅組合ノ設立ナリ毎納期ニハ吏員、使丁ヲ派シ納稅督勵ニ廻リ又納稅組合長ニ依頼シ納期内完納ニ努メ滞納ノ悪弊ヲ一掃スル如ク努力シ幸ニ個人納稅並組合納稅共ニ大イニ納稅成績ハ

良好トナリツ、アルコトハ喜ブベキ現象ナリ

3、茲ニ昭和七年度十二月末日現在ニ於ケル町税ノ納

稅計算表ヲ左ニ掲記ス

稅目	調定額	収入額	未収入額
地租附加稅	九〇一円八三錢	八四一円三九錢	六〇四四四錢
特別地稅附加稅	七七・五〇	七六・七九	七一
營業收益稅附加稅	八〇九・〇一	六三三・三六	一八六・六五
家屋稅附加稅	一、一八三・三一	一、〇六九・一二	一一四・一九
營業稅附加稅	七三七・九〇	六五〇・二二	八七・七八
雜種稅附加稅	四、八九四・四三	四、五〇一・五〇	三九二・九三
特別稅戶數割	九、九〇四・九〇	七、九三五・一四	一、九六七・七六
計	一八、五〇八・八八	一五、六九六・四二	二、八一二・四六

五一、城崎町昭和八年度末町税滞納状況

(城崎町役場所蔵文書)

(昭和八年城崎町事務報告書より)

十一、町税

1 滞納整理ノ状況

深刻ナル経済界ノ不況ノ余波ヲウケ重大ナル納税義務ガ等閑ニ付セラル傾向アルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ整理ノ為メ税務主任並ニ傭人ト共ニ鋭意之レガ督励ニ努力シ各種会合等ヲ利用シ其ノ徹底ヲ期セリ

2 納税状況

機会アル毎ニ納税組合ノ設立ヲ奨励シ既設組合ニ対シテハ内容ノ充実成績ノ向上ヲ計ル如ク督励シ大部分其ノ設立ヲナシタリ毎納期ニハ吏員、使丁ヲ督励シ完納ヲ期セリ

納税組合長ニ依頼シ納期内完納ニ務メ滞納ノ悪弊一掃ニ努力シ納税成績ハ概シテ良好トナリ遂次向上シツ、アルハ喜ブベキ現象ナリ

3 年末現在ニ於ケル町税ノ成績左ノ如シ

税目	調定額	収入額	未収入額
地租付加税	九七〇円九一銭	九二八円七二銭	四二四円一九銭
特別地稅付加税	七八・七三	七七・五三	一・二〇
營業収益稅付加税	一、一六八・二三	一、〇二五・五一	一四二・六二
家屋稅付加税	一、二〇一・九一	一、〇七八・九〇	一一三・〇一
營業稅付加税	八四〇・六〇	七二二・九六	一一八・六四
雜種稅付加税	五、七三三・四五	五、一八五・四〇	五四八・〇五
特別稅戶數割	九、三七一・六七	七、九五九・七九	一、四一一・八八
計	一九、三六五・四〇	一六、九七七・八一	二、三八七・五九

十二、国税徴収状況

税目	調定額	徴収額	滞納報告額	徴収率合 千分比
田一租	二、三九四・〇〇銭	二、一九四五・〇〇銭	一九四五・〇〇銭	九一・八
畑一租	七〇・九四	七〇・六七	二七	九九・六
宅地租	一、二七六・八五	一、二五九・三七	一七・四八	九九・八
雑地租	一八八・六四	一八八・四一	二三	九九・八
營業収益稅	一、七三三・四五	一、六六七・二八	六五・一七	九九・二
所得稅	一、九七四・七二	一、九〇九・四七	六五・二五	九六・六

五二、電燈・電力料金値下げに

関する城崎町会(昭和九年)

(城崎町役場所蔵文書)

[昭和九年二月二十七日城崎町会より]

- 一 番 原 克太郎
- 二 番 結 城 卓次
- 三 番 柳 甚三郎
- 四 番 佐 藤 甚太郎
- 五 番 太 田 林 蔵
- 六 番 片 岡 郁 三
- 七 番 久 保 田 順 三
- 八 番 樋 口 七太郎
- 九 番 結 城 義 雄
- 十 番 石 田 松太郎
- 十一番 生 田 達 治
- 十二番 杉 本 繁 造

ヲ町村長会幹事長ニ委任ノ件ヲ議題ニ供ス

番外 三宅助役過日町村長会同ニ於テ幹事長ヨリ説明

モアリ予備交渉ノ為各町村ニ於テ本件ノ議決ヲナシ之ヲ送付シ之ヲ纏メテ幹事長ガ会社側ニ接渉ス

ルコトニ決定シタル旨ヲ説明ス

六番 電灯及電力料ノ値下ハ値下ニ依リ町トシテ利益ヲ受ケル訳デアルカラ賛成スルモノデアルガ供給区域ノ買取ノ件ハ如何カト考ヘマス

七番 中国合同電燈会社ノ料金ト同一ニ料金値下ヲ京都電燈ニ対シ再三交渉ヲ為ス(丹但商工会)

料金値下要求ヲ第一義トシ若シ応ゼサルトキハ供給区域ノ買取ヲナシ一時町村組合経営トシ最後ハ中国合同電燈会社ニ譲リ経営ヲ為サシム準備交渉モアリタリ

六番 商工会が値下運動ヲサレタコトハ承知致シテイマス中国合同電灯が経営シテ採算ガ出来得ルモノナレバ京電ニテモ採算ガ採レ得ルモノト考ヘマス供給区域買取後中国合同電灯会社が引受ケル件ハ

議長 議第六号電燈及電力料金ノ値下交渉ヲ為スコト

容易ガ問題デナイト考ヘマス

十二番 京都電灯ノ同一会社内ニ於テモ山陰ノ供給区域ノ電灯料ガ高価ナルコトハ事実デ値下運動ヲ起シテ茲ニ五ヶ年町村長会及郡農会ガ運動ニ参加シテ三ヶ年ニ互リ会社側ノ誠意ヲ認メズ昨年一部分ノ値下ヲ発表シタル余リ僅少ナルモノデ今ダ目的ハ達^(七)ラレズ今回町村長側ガ運動ヲ起ストシテ本案議決ガ必要デアルト考ヘマス依テ本案ニ賛成スルモノナリ

一番 議員出席

八番 議員出席

十二番 第一、二、三次会併議ノ動議提出

十番、七番賛成

議長 十二番君ノ動議成立ニ付之ヲ満場ニ諮ル

満場異議ナシ

議長 満場異議ナキヲ以テ第一、二、三次会併議確定

議トシテ満場ニ諮ル

満場異議ナシ

議長 満場異議ナキヲ以テ原案ノ通り可決確定スル旨

ヲ告ゲ

議第六号

京都電燈株式会社ニ対シ電燈及電力料金ノ値下ヲ交渉シ会社ガ之ニ応セサルトキハ供給区域ノ買収ヲ交渉スルモノトス
右交渉ハ城崎郡町村長会幹事長ニ委任ス

昭和九年二月二十七日提出

城崎町長代理助役 坂本誠一

〔後の書込〕

「右原案確定(二月二十七日)」

五三、城崎町昭和十年度末町税滞納状況

(城崎町役場所蔵文書)

〔昭和十年城崎町事務報告書より〕

十一、町 税

一、過年度分滞納整理ニ付テハ八月十日町税督促及

税目	調定額	収入済額	未収入額
地租付加税	一、〇九五・四五 ^銭	一、〇八一・二四 ^銭	一四四・二一 ^銭
特別地稅付加税	七五・九二	七五・九二	〇
營業収益稅付加税	一、四四八・七三	一、三六八・三〇	八〇・四三
家屋稅付加税	一、二〇四・〇五	一、一七八・七七	二五・二八
營業稅付加税	九九八・四一	九四八・四一	五〇・〇〇
雜種稅付加税	六、五〇二・〇九	六、四一五・三九	八六・七〇
特別稅戶數割計	九、七四八・九九	九、二八六・五五	四六二・四四
	二、〇七三・七四	二、〇、三五四・四八	七一九・二六

滞納処分ニ関スル条例ヲ設ケ滞納者ニ警告ヲ發シ一方吏員総動員ヲ以テ滞納処分ニ着手セリ之ガ整理成績ハ概ネ左記ノ通りニシテ可良ナル効果ヲ見タルモ何分積年ノ滞納額ニ付年内ニ完了セザリシハ真ニ遺憾トスル処ナリ

(一)年度当初滞納額 一七、三五五円

(一)十二月末迄ニ収入高 一〇、三八三円

(一)滞納処分着手件数 八七件

(一)全上 金額 三、八三八円

二、現在納稅組合數 四六組合 人員 五百五人ナリ

三、年末現在ニ於ケル徵収成績左ノ如シ

十二、国税及県稅徵収狀況

税目	調定額	徵収額	滞納報告額	徵収歩合 千分比
田租	二〇六・九三 ^銭	二〇六・九三 ^銭	一	一、〇〇〇
畑租	六八・八三	六八・八三	一	一、〇〇〇
宅地租	一、三〇四・二九	一、二九八・五四	一	九六九
雜地租	一八・八九	一八・八九	一	一、〇〇〇
營業収益稅	二、〇九三・五四	二、〇四二・八二	一	九七六
所得稅	二、八四四・六〇	二、六四四・〇〇	一	九二六

五四、都市計畫画法適用町に

指定の申請(昭和十一年)

(城崎町役場所藏文書)

(昭和十一年城崎町事務報告書より)

議案第一七号

一、本町ヲ郡市計畫画法適用町ニ指定方其筋ニ内申ノ件理由

本町八千數百年ノ古キ歴史ヲ有スル温泉地トシテ付近

ノ名勝ハ瀬戸日和山玄武洞古刹温泉寺東西両公園ヲ有
 スル遊覽地トシテ常時多入湯遊覽客ヲ迎ヘツ、アル処
 ナルガ未ダ遊覽施設ノ完備ヲ見ルニ至ラズ時代ノ要求
 ハ遊覽施設ノ完備ト相俟ツテ入湯遊覽地ヲ加味建設セ
 シムルノ急務ナルコトヲ痛感スル次第ニ有之現在ノ儘
 ニテハ交通衛生其他風致保存ノ上ニ於テモ遺憾ノ点不
 尠ル狀況ニアリ然レトモ年ト共ニ來客數ハ著シク増加
 ノ趨勢ヲ示シツ、アリ本町ノ戸數人口又年々増加ヲ為
 シ居リ今後ノ發展計畫ハ本町裏山ノ開發東西両公園ノ
 施設完備古刹温泉寺及玄武洞瀬戸日和山並ニ円山川等
 ノ交通衛生風致保存方法区画整理等ノ必要ハ必然的生
 スル重要問題ニ有之殊ニ近接セル港村ハ本町ト密接不
 離ノ關係ニアリ共遊覽施設地トシテ將又漁港トシテ都
 市計畫法適用区域ニ指定編入セラル可キ要アリ之レガ
 実現ノ暁ハ城崎町ノ發展ト共ニ港村ノ隆昌ヤ期シテ俟
 ツベキモノアルヲ信スルガ所以ナリ

昭和十一年四月七日提出

城崎町長代理助役 坂本誠一

答 申 書

昭和十一年十月十九日城第一八二九号ノ二ヲ以テ御諮
 問相成候本町ヲ港村ト共ニ都市計畫区域ニ決定ノ件ハ
 本町ハ温泉地トシテ古キ歴史ヲ有シ全国ニ有名ナルノ
 ミナラズ而モ景勝ニ富ミ近時療養行樂ノ為メニ來遊ス
 ル者多ク從ツテ其人口モ増加率年平均二、六%ヲ示ス
 狀況ニ在リ而シテ港村ハ城崎町ノ北部日本海二面シ海
 水浴場ト景觀ノ壮美トヲ以テ世ニ知ラル、所ニシテ城
 崎町トハ不可分の干係ニ在ルヲ以テ全村ト共ニ都市計
 画区域ニ編入以テ諸般ノ施設計畫ヲ進メ交通衛生区画
 整理風致保存等之等ノ實現ニ努メントスルモノナルニ
 依リ本町会ノ意見左ノ如シ
 本件ハ土地發展ニ伴ヒ遊覽施設ヲ加味シタル温泉地ト
 シテ之レガ實現ノ速カナランコトヲ望ム
 右及答申候也

昭和十一年十月十九日

城崎町会議長同町長 石田松太郎

〔後の書込〕

〔右原案可決確定〕

城崎町長 石田松太郎殿

五五、城崎町昭和十二年度末町税滞納状況

(城崎町役場所蔵文書)

〔昭和十二年城崎町事務報告書より〕

一〇 町 税

- 一 過年度分滞納整理ニ付テハ吏員ヲ督励シ鋭意徴収ニ努力シツ、アルモ今次事変ノ影響ニ依リ予期以上ノ成績ヲ挙げ得ザリシハ甚ダ遺憾トスル所ナリ然レトモ本年度ハ地方財政特別補給金四千七百七十六円ノ配付ヲ受ケ町税徴収上稍緩和ヲ得タリ尚ホ本年度調定ノ徴収状況ハ左表ニ示ス如ク概ネ良好ナリ之一ニ納税組合ノ充実ニ依ルモノ多シト雖モ又一面町民ノ納税觀念回復ノ徴候ト見ルベク完納ノ日ノ近カラシコトヲ期シツ、アリ
- 二 現在納税組合数 四六組 人員 五五六人

		年度当初滞納額	九千六百七十四円五十八銭
		十二月迄ノ収入高	三百八円九十三銭
		三 年度末現在ニ於ケル徴収成績左ノ通り	
税 目	調定額	収入済額	未収入額
地租付加税	一、二七円迄	一、二九円四	六円八
特別地稅	八三円三	八二円九七	〇円四一
營業収益稅付加稅	一、八三円四	一、七三〇円〇八	九円三
家屋稅付加稅	一、三〇四円〇六	一、二六五円九一	三八円一五
營業稅付加稅	一、一六円三	一、一三三円五九	二八円七四
雜種稅付加稅	六、六四三円三	六、五七四円七	六八円六
特別稅戶數割	一四、〇八六円二	一三、二六六円八三	七四〇円七九
計	一〇、八八九円〇二	一〇、八二二円六四	六七円三八
全上 県 税			
税 目	調 定 額	徴 収 額	滞 納 報 告 額
地租付加税	二、二五四、二〇銭	二、一五、四七銭	二、七三銭
特別地稅	一〇七、二〇	一〇六、九三	〇、二七
營業収益稅付加稅	一、九五三、九三	一、九〇七、五八	四六、三五
所得稅付加稅	一、五三七、五三	一、五三七、五三	—

家屋税	三〇八、七	三〇五、三	四九、五
營業税	一、二〇九、八	一、一八〇、六	二八、六
雜種税	八、六五、七	八、六五、四	三〇、三
都市計画特別税	二〇、〇三	一九、七九	三、〇六
計	一八、九四、七	一八、七三、七	一六、〇

五六、城崎町昭和十三年度末町税滞納状況

(城崎町役場所蔵文書)

(昭和十三年城崎町事務報告書より)

一一、町税

一、特別税戸数割ノ当町予算額金貳万五千七百九拾五円ニシテ一戸平均三十八円五十銭ナリシガ国庫ヨリ交付サレタル地方財政一般補給金及特別補給金ヲ以テ金八千九百貳拾九円ヲ充当ナシタルニ付一戸平均二十六円十八銭三厘ニ減額ナシタリ

二、過年度分滞納整理ニ付テハ事変下ノ不況ヲ考慮シ強硬ナル滞納処分等ハ之ヲ避ケタレ共吏員ヲ督勵鋭意徴収ニ努力シツ、アルモ其ノ成績ノ揚ラザ

ルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ然レ共本年度測定ニ係ル徴収ハ左表ニ示セル如ク経済不況ニ係ラズ概ネ良好ナリ之一ニ町民ノ国家非常時ニ対処スル感念徹底セル所以ナリト意思スル所ナリ

三、現在納税組合数 四十八組合

組合員数 五八八名

四、過年度滞納整理状況

(一)昭和十二年末滞納残額 一〇、〇五一円五四銭

(二)昭和十三年末迄ニ徴収高 八九四円五四銭

五七、城崎町経済更生委員会規定(昭和十四年)

(城崎町役場所蔵文書)

(昭和十四年城崎町会々議録より)

城崎町経済更生委員会規程

第一条 兵庫県城崎町経済更生委員会ハ城崎町長ノ監督ニ処シ城崎町ノ区域ヲ通ジ左ノ事業ヲ行フ

一 経済更生計画ノ樹立ニ関スル事項

二 兵庫県農山漁村経済更生委員会ノ審査ヲ経テ決定

セラレタル経済更生計画実行ノ指導督励ニ関スル事項

三時局ニ伴フ重要農林水産物ノ生産並ニ肥料其他農林、水産業ノ経営ニ必要ナル資材ノ配給ニ関スル事項

四其ノ他経済更生計画ニ関シ必要ナル事項

第二条 本会ハ会長一人副会長二人委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外地域別耕種改善設定臨時委員会ヲ置ク尚ホ必要アル場合ニ於テハ其ノ他ノ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長ハ町長ヲ以テ之ニ充テ副会長ハ助役及町ヲ区域トスル産業団体中ヨリ町長之ヲ選任ス

委員ハ町内ニ於ケル各種関係団体代表者 関係官吏 吏員 各種産業団体関係者 徳望家及農林水産業経験者等ヨリ町長之ヲ選任ス

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職

務ヲ代理ス

第五条 本会ニ左ノ部ヲ置キ第一条ノ事業ヲ分掌スルコトヲ得

一、統制部

二、生産部

三、經濟部

四、教化部

五、肥料資材配給部

部ニ部長ヲ置キ会長又ハ副会長之ニ当ル

部長事故アルトキハ部長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

部ニ処スベキ委員及臨時委員ハ会長之ヲ指名ス

第六条 本会ニ書記ヲ置クコトヲ得

書記ハ会長之ヲ選任ス 書記ハ会長ノ指揮ヲ承ケ会務ニ従事ス

〔後の書込〕

〔三月二日〕

審議事項

城崎町ノ經濟更生委員會ハ經濟更生ノ樹立並ニ実行ノ指導督勵ヲナス外時局ニ伴フ重要農林水産物ノ生産計画 肥料其ノ他農林水産業ノ経営ニ必要ナル資材ノ配給計画並ニ勞力需給ノ調整等ヲ調査審議スルコト、シ新ニ調査審議スル事項ハ概シテ国県ニ於テ行フ重要農林政策ニ即応シ上級機關ノ指示ニ依リ之ヲ調査審議スルコトヲ原則トス

〔後の書込〕

〔三月二日〕 右原案可決確定

五八、城崎町昭和十五年度末町税滞納状況

(城崎町役場所蔵文書)

〔昭和十五年城崎町事務報告書より〕

一五、町税

国及地方税ヲ通ジ税制ノ大改革ヲ行ヒ為ニ町税ニ於テモ税目ノ改正ヲ見タリ、即チ国税附加税、県税附加税及独立税ニ三分類シ独立税ノ内特別税戸

数割ヲ廃止シ町民税ト更メタリ

本年度分ニ於テハ納税者ノ自覺ト納税組合ノ普及徹底ニ依リ各税ヲ通ジ完納ヲ見タリ

其徴収成績左ノ如シ

滞納繰越分ニ於テハ極力吏員ヲ督勵シ銳意整理中ナリ

滞納繰越分合計 五、五九〇円四〇銭

本年中徴収高 四〇二円六九銭

差引現在高 五、一八七円七一銭

町税徴収成績

税目	調定額	徴収額	滞納額
地租附加税	三、〇〇八 ^四 八 ^三 三	三、〇〇八 ^四 八 ^三 三	〇
營業税附加税	八、四〇九 ^九 九 ^六	八、四〇九 ^九 九 ^六	〇
反別税附加税	五六	五六	〇
自動車税附加税	七四八 ^〇 〇	七四八 ^〇 〇	〇
電柱税附加税	一九五 ^八 〇	一九五 ^八 〇	〇
不動産取得税附加税	四五三 ^四 九	四五三 ^四 九	〇
狩猟者税附加税	一六三 ^八	一六三 ^八	〇
芸妓税附加税	一、二八七 ^四 一	一、二八七 ^四 一	〇
家屋税附加税	四、四〇八 ^二 〇	四、四〇八 ^二 〇	〇

第六節 内湯問題と

温泉の近代化

五九、城崎町会内湯設置反対建議（昭和六年）

（城崎町役場所蔵文書）

〔昭和六年城崎町会々議録より〕

建議案

一、城崎町会ハ内湯（マコ）己人設置ニ付テハ既ニ反対ノ決議ヲナシアルモ尚本県温泉調査会ノ決定ヲ俟ツテ之ヲ解決セントスルモノトス

理由

片岡郁三氏ハ井上前警察部長ノ調停ニ係ル温泉調査会ノ可否ノ決定ヲ俟タズ ホシイマ、ニ自己ノ内湯ヲ開設セントシテ行政訴訟ヲ提起シ目下撃争中ナリ万一同氏勝訴トナリ野望ヲ達センカ町民共存共栄ノ実ヲ破リ町民生活ノ基本タル温泉泉源ノ

枯渴ヲ招来スル惧レアリ依テ本町会ハ調査ノ結果

ヲ俟タズシテ行ハントスル内湯開設ニ付テハ絶対

ニ反対シ之ニ努力セントス

右建議ス

昭和六年壹月二十三日

提出者

原 克太郎

賛成者

秦 勝太郎

同

石田松太郎

同

樋口七太郎

同

澤 竹蔵

同

上田利太郎

右原案可決（一月二十三日）

六〇、城崎温泉發展策（昭和七年）

（城崎町役場所蔵文書）

〔昭和七年十月一日 講演〕

城崎温泉發展策

林学博士ドクトル 本多 静 六

茲に城崎温泉發展策と題し御当地の有力なる方々に
 対し一場のお話を申上ぐる光榮を先づ以て感謝致しま
 す。固より私は温泉学の専門家と謂ふ訳ではありません
 すが、只私は屢々海外に航し六大洲に亘る世界各国を
 实地に視察した結果、日本の山水風景と温泉とは特に
 日本国民に恵まれたる天与の宝物であつて、之を鄭重
 に保存しつゝ、時勢に応じて適當に開發利用の方法を講
 ずるの必要を認め、一方天然公園国立公園の主張とな
 り、他方温泉の改良に志し、早くも別府、有馬、那須、
 箱根其他數十個所の温泉場に対し未熟ながら其改良發
 展策を講じ來つた關係上、今回も亦本県山林会大会に
 出席の序に特に丸尾繁君を経ての御依頼により茲にお
 話を申上げる次第であります。然るに私は元來未熟者
 である上僅か昨日一日丈しか当地を調査致しませんか
 ら自然不完全の点が多いかと恐れる次第であります。
 幸に城崎温泉の發展上多少参考に資する所があります
 れば私の喜びは之れに過ぎたるものではありません。

而して今後實際の施設に際しては私は遠くもあるし、

老朽でもありますので度々見に來ると謂ふ事も出来ま
 すまいが、昨日來私と一所に实地を視察せられ今日も
 列席せられて居る、京都大学の造園学専門の関口鉄太
 郎君や大阪営林区の風致林専門の小林義秀君や直接に
 管理に当られる斎藤鳥取営林署長其他県の林務技師の
 方々の如きは何れも直接又は間接に私の弟子であり、
 且便利の位置に居らるゝから此等の諸君には尚屢々当
 地に參られて私の今日お話す所を補足され、實際の
 施設上に便宜を与へられ私の今日のお話を有効に實現
 されん事を予めお願い致し置く次第であります。

先づ前論として

時勢と温泉經營の進化

を申上ります。

古來「お医者さんでも但馬の湯でも……」と歌はれ
 て居りますが、それ程温泉は万病の治療所であり「湯
 治に迄行つても治らないのだから仕方がない」と締め
 た位、湯治の効用を認めたのであります。随つて従
 來の温泉場は其大部分湯治客本位のものであつたが、

時勢は進んで病気を治すには各専門の医者にかゝり病院に入ると云ふ事になつて、昔の如く上下貴賤の別なく病気を治すに湯治専門であつた時代は過ぎ去りました。

其代りに病人以外の一般民衆が環境の轉換による温泉気分、享樂、疲労の回復、身心の保養を目的とする客が多くなつて来た。即ち今日の温泉場は漸く湯治本位から保養本位に推し移りつゝ、あります。特に最近世界文化の大勢は健康第一主義となり、学問よりも名譽よりも金よりも各人の健康を第一義に置き其健康の爲には何物を犠牲とするも敢て辞せざるに至りました。処が其健康第一主義の実現には断へず新鮮なる空氣を呼吸し、十分日光に浴し、運動して新鮮なる食物を旨く食ふ、と云ふ三点に帰着する事を知るに至り、新たに庭球、野球其他各種の野外運動遊戯と登山、野営、水泳其他野外生活の大流行となりました。斯く民衆の考え方と生活様式とが全然變つて来た結果、各温泉に於ても従来は湯治本位で日に五回も十回も度々湯に入

るのを主目的とし、其他は宿屋に寝転んで小説を読み、碁将棋を遊び酒色を楽しむのが常であつたが、近頃の温泉客は大部分保養が目的だから、温泉には朝夕二回位入る他は終日野外運動をやつたり山野河海の風景を探る事等を主とするに至りました。随つて各温泉場には各種の野外運動場と其付近の山水風景地の廻遊道路を造る必要を生じて来た。又温泉浴槽の如きも従来は治療が主であつたから、湯に水を割る事を忌み態々元湯を冷して入浴せしむる故、湯の汚濁や不潔を意としなかつたが、今の温泉客は多く保養本位であるから、湯が豊富なカケ流し式で常に湯の新鮮と清潔とを要求するに至つた。随つて今日は此等民衆の新しい要求と生活様式に適應するやう、各温泉場の経営法を改めなければならぬ。元より今後と雖も特に治病の効顯著なる温泉場は湯治本位として永續さるべく、其他の温泉場に於ても一部は尚暫く湯治本位で来る客もあるべく、此等湯治本位の温泉や浴客には却つて従来ものが歓迎せらるゝ様でもあり、又其改良には専門医学の知識

を要するのであるから、それ等湯治本位、病人本位の改良は暫く後廻はしとなし、私は先づ以て保養本位の温泉場に就て之が改良を主張するものである。随つて私が之から講ずる温泉場の経営法は専ら此主張の下に出発するものであります。

元より温泉浴場の改良、旅館の改良、就中将来は食堂式温泉旅館になる事や交通機関等の改良も必要であるが、此等の点に就ては当地は昭和元年以来の新築で浴槽の如きは昨六年に完成した計りと云ふやうに全く新式で、他に比べ割合に完全のやうに思はれ又折角出来上つた許りのものに対し、仮に多少の欠点があるにせよ、今急に之を改良すると云ふ事は経済上容さざる所でありますから今日は専ら保養的温泉経営の立場から当城崎温泉市街以外に於ける四周の改良設備法に就て申上ぐる事に致します。

本 論

当温泉の發展上には先づ以て当温泉に自然に恵まれたる四方の山脈と接続せる円山川アヒヤカの水面を利用しなけ

ればなりません。

第一 回 遊 道 路

回遊道路とは同じ道を帰らずにずーつと廻つて帰れるやうに道を造るのである。

其一 四国山回遊道路

愛宕山より後ろ山国有林（三町三反一畝歩）の上に新たに設けらるべき天然植物園内を通じて鹽山より極楽寺の茶堂を経て温泉寺の茶堂（三百三十米）に上り、それより温泉寺に下り、薬師堂に下るもの。

但し温泉寺下の参道の大椎木の根の土の崩れざるやう保護を講ずること。此道は少し遠過ぎ且嶮岨に過る故之を二つか三つの回遊道に分つ為め已に存する極楽寺より茶道に登る道の外、検番前より峯通の植物園に上る旧道を改造し、尚別に極楽寺の東谷から本道裏に出る道等新たに適當の所を選んで一二の峯から下り道を作る。

更に極く容易な林内回遊道路即ち中道として温泉寺の多峯塔の上（但し取付の急坂を直し）から平坦な林

内道路のつめより殆ど水平に四国山一帯の中腹を通じ、愛宕社の中腹に出る中道を造る、道幅は二―四尺、此中道には茶道の水汲場等清水の出る所数箇所ある故それを活用すること。

其二 御茶屋上国有林回遊道路

鴻の湯の上より御茶屋上国有林内の下部の林内を通じて湯山公園に出る中道と、此山の峯通りスキー場の上を通つて湯山公園に出る回遊道路を造る事。

尚峯通りより峯伝ひに桃島峠に出る道路を造る、然る時は湯の山公園より直にスキー場の上全部に通じ得る事。

其三 東山公園道路

現在の東山公園は忠魂碑の後ろより日和山の峯通り一帯に拡張して本住寺の上に出る道を改良し、其上の広場に公園設備をなす事。

其四 水上遊覧系統

城の崎温泉は特に恵まれたる水上の利用に努め水上遊覧系統を立つる必要がある。それは成るべく同じ道

でなく船で行つて岡を帰ると云ふ如く異つた道を廻つて帰れるやうに系統立てる。

(一) 玄武洞回遊 (一里半) モーターボート (十五分)

又は手船 (三十分) と自動車汽車の回遊連絡。

(二) 楽々浦^{サツウラ}の蜆取^{シジミ}、はぜ、いな釣の回遊系統。

(三) 屏風ヶ浦の魚釣、鱧筒漁見物から養魚場の回遊船。

(四) 港口のすゞき釣。

(五) 日和山乗合自動車 (現在十分間十五銭) とモーター

ボート船 (現在往復十五銭) の回遊。

(六) 桃島湾のいな、ほら釣に水陸の回遊系。

(七) 円山川のあみ打即ち豊岡港口間三里の間に何人も

便宜に容易に遊べる方法を講ずる事 (現在は船頭

共一日四円)

(八) 貸船 (現在一日船丈三十銭、三人乗釣具付五十銭)

貸ボート (現在一時間二十五銭)、貸ヨット (現

在一時間五十銭) モーターボート (現在人付き一

時間四円)、水上飛行等を便宜に容易に利用し得

る方法を講ずる事。

(九)ポートレースを楽々浦の入口より水上飛行場の間
又は同入口より港口に至る一里の間に容易に出来
る設備をなす事。

第二 運動とプール

觀光欧米人の我温泉場に対する不平を聞くに、良い温泉は沢山あるが、自分達は湯には日に一度位しか入らないのでは散歩や運動で暮らすのであるのにホテルの不完全な外に、テニス、ベースボール、ゴルフ、乗馬、ポート其他野外の運動設備もなく加ふるに付近山林風景地の遊歩道もなく、偶々あつても路面や示道標が不完全だから、長く滞在が出来ないと云ふものが多い、中に学者や儉約な人には立派な宿賃の高いホテル許りでなく、極く気易いアパート式の温泉ホテルに宿つて十分に日本の山水美を楽しみたいと云ふものも少くない。

今や時勢は進み、外人許りでなく一般日本人にも前同様の要求が盛になつて来たから、苟も将来発展の余地ある温泉場には次の諸設備を必要とする、少くとも

その設計を立て置き経済の許すに随ひ漸次に設備し得るやうな準備が必要である。

其一 大運動場即ちトラック

其完全なるものには九千坪乃至一万五千坪(最小限七千坪)の約方形に近き直方形又は楕円形の土地を要し、其内六千坪は平坦になすを要す。競走道は直方面の四角を円めた形で、走路の長さは内線から三十糧(約一尺)の所で測つて、四百米を国際的運動場の定法となすも、已を得ざる場合には二百米になすもよい、走路の幅は直線部にて十米、曲線部にて八米となす。内野には高跳、幅跳、鎗投げ、砲丸投げ、バスケットボール各種フットボール場を設け走路内には臨時に障礙物運動用具を設くる。運動場外の四周又は三面は六分の一位の斜面芝生となし観覧席に充てる。

大トラックは鴻の湯付近七千坪の埋立地か又は旧学校付近の約一万坪の民有平地を応用する事、但し平坦地七千坪位なれば四周の山麓を観覧席に利用する事。

其二 プール(水泳場)

プールは前記トラック場内の一部に設くるを普通となすも水流其他の都合にて別の所に設くる事もある。

プールは長さ五十米、幅二十米、深さ一乃至五米を定法となすも、場合によりては二十五米に十米深さ一乃至二米になすも差支ない。何れにしても飛込台の付近は三米以上の深さにする事が安全である、飛込台には水面から一米、三米、五米、十米の高さの飛込板を設ける。

プールは冷水を用ふるが普通なるも、温泉場にては温泉の剰余を集め来て温泉プールにすのが良い。但し其温度は極めて低く、只悪寒を覚えざる位、即ち冬も攝氏十六乃至十八度になし夏は日向水位になすを良とす。プールの温度高きに過る時は遊泳に疲労する事多いから却って有害である。

尚温泉プールに湯の不足する場合には十二時後に放流する湯を集めて造るを良とする。当地にては温泉プールは旧学校付近に適地を選び又冷水プールは桃島湾の一部に造るべきか。

其三 ベースボールグラウンド

敷地は五千坪以上成るべく七十間四方の方形平坦地の外に相当の余地を存するを良とす。完全な観覧席を設ける場合には総面積九千坪を要する。

其四 テニスコート

テニスコートは温泉場の内外に数個所造り其場所は長さ二十間、幅十間即ち約三百坪以上（最少限十九間と六間）で南北に長方形になし、網ネットを東西の向に張る但し之はダブル即ち二人宛四人でなす場合でシングル即ち一人宛の場合には十九間に四間半で足りる。

其五 児童遊園

児童遊園は大運動場の一部及び旅館から便利な所に設け、百坪から千坪位で足り、其内にブランコ、スベリ台、遊動木、砂遊び場、徒渉場其他児童の好む遊技物を施設する、当地には薬師寺公園の児童遊園を改良する外、更に将来中央及び東方に各一個所づつ増設の要あり。

第三 各局部に対する各種の設備

其一 天然植物園

温泉場に近き所、又は成るべく温泉場より交通に便利なる所、当地にては後ろ山愛宕社上の国有林内で天然已に各種樹木の叢生する所を選び、其林内に小回遊道路を設けて其両側に存する草木に名称を付し、以て天然植物園となす。而して園内道路の一部適當の所には四阿シヤウアと腰掛を置く。若し其区域内に其地方に生育し得べき種類が不足せる場合には、他より移植するを要す。新に移植する場合には回遊道路より三四尺退けて植ゑるを法とする。名札は幅三四寸長さ四五寸位のブリキ板に白ペンキを塗り、之に黒色に通名、方言、羅ヲ甸名を付するのが良い。特に巨大なる樹木又は珍植物等には其木の目通周囲と高さと同積とを記し、且其効用を記載するを良とす。名札は大木には四五尺の高さの樹幹に釘にて打ち付け、小木には銅線にて釣るし草類には立札となす。試に後山国有林付近に存する植物を数へんにその通路に於て眼に触れしもの丈にても尚常緑潤葉樹に

シヒノキ・アカガシ・シラカシ・ウラジロカシ・モチ・ヤマモモ・タブ・ツバキ・サカキ・ヒサカキ・サザンカ・シヤシヤンボ・ソヨゴ・イヌツゲ・アオキ・ミヤマシキミ。
落葉潤葉樹には

クリ・コナラ・クヌギ・メウリノキ・ヤマバウシ・タカノツメ・チヤンチン（湯山公園道下）・ヒガンザクラ・ヤマザクラ・アカシデ・クマシデ・ゴンゼツ・アヲハダ・ホホノキ・ウラジロノキ・コハウチハカヘデ・コブシ・ヤマモミヂ・マルバマンサク・ホツツジ・ミツバツツジ・ヤマツツジ・ヤマウルシ・ザイフリボク・カマツカ・ハカリノメ・ツルアリドホシ・アクシバ・サルトリイバラ・コバノトネリコ・ナツハゼ・カウヤバウキ・イヌエンジュ・ツクバネノキ・ムベ・ナナカマド・イハガラミ・クロモジ・キンキマメザクラ・リョウブ・シラキ・ネズキ・エゴノキ・ヤブムラサキ・アカメガシハ・クマヤナギ。

針葉樹には

アカマツ・クロマツ・ヒノキ・サハラ・スギ・イヌガヤ・カヤ・モミ・ツガ等にして優に六十余种に達し更に草木類を数ふる時はツルリンダウ・サ、グサ・チゴワリ・アキノキリンサウ・トラノヲ・チャルメルサウ・ツユクサ・ゼンマイ・ワラビ・コシグ・ウラジロ・其他数十種を算し得らる、されば新に此地方に繁殖し得べき有用植物数十種を加ふる時は容易に完全なる天然植物園となるを得べし。

其二 鹿苑又天然動物園

温泉場の付近、又は森林公園の一部に、鹿苑又は野獸園又は天然動物園を設くるは温泉客を永く滞在せしむる良法である。特に児童は動物を好み、鹿が居ると聞けば見ずには済まざるものなれば大なる森林公園にして遊び客の訪はざる如き不便の奥地に之を設くる事によりて全公園を活用せしむるものである。

鹿苑に適する所は雑木林又は疎なる松林の一部にして、其面積は数町歩以上一二百町歩で中に溪水又は池水を有し、大部分南に向きて日当り良く一部に北向の

陰地ある如き山地を良とす。城崎にては極楽寺の峯通の町有林十町歩内外を囲ふて中道と峯通の間に設け、中に小池を造る。

後には放牧して可なるも、初め数年間は数町又は十町許りを区画して柵囲を設け、其内に初めは牡鹿一頭、牝鹿一又は二三頭を飼養す。奈良公園又は宮島若くは東京帝大付属清澄野獸園其他已に鹿苑を有する公園より分与を請ふがよい。

飼料は雑木林内に一頭に五町歩以上の割合なる時は番人に芋類を売らしむる位にて足るも、それより狭き柵園(マ)内に多数を飼養する場合には相当の飼料を供するを要す。飼料は芋類、豆腐の粕、野草、樹葉、野菜類等可なるも、一週一回少し許りの食塩を与ふるがよい。

鹿苑の柵囲は立木を杭に利用し、不足の所には杭を立て、高さ七尺の柵を造る。其下半部は孔径四五寸の金網になし以て猟犬の進入を防ぎ上半部は刺付鉄線を四五通り張る。又木柵になすも可なるも多くの場合却

つて不経済である。

広き林内に放牧する場合にも一定の場所で時々飼料をやり、其都度板等をた、く事にすれば、後にはそれに馴れて来客の来る毎に容易に鹿を呼び集め得る、この場合には何なりと飼料を与ふる事を怠つてはならない。

鹿苑の一部には野猪、熊、狸、狐、猿、等を飼養し、又雉、山鳥、山鳩等を飼育するも妙である。此等の発展に伴つて遂に野獸林又は天然動物園に進化するものである。

其三 花卉園果樹園

温泉場の付近、又は回遊道路に沿ふた所に、適地を選びて果樹園兼花卉園を設くる事は、温泉場の發展に資する事多きものである。特に既存の果樹園に交渉して之を温泉客の来遊に適するやう改良せしむる如きは最も好ましき事である。

何れにしても、花卉果樹園はそれに熱心なる人の經營に委し、只温泉客の遊覽に適する設備を委嘱するを

以て足る場合が多い。

果樹の種類は其地方の風土に適するものを選ぶは勿論なるも、柿、梨、桃杏、葡萄の如きは大低の所に適し、柑橘類、無花果、枇杷類は南日本に適し、林檎、梅、杏、グースベリー、草莓等は北日本に適する。

要するに温泉客用の果樹園には同種のを多量に造るよりも、多くの種類を少しづつ造り、実は見本的になし置き、多数の温泉客には内々他より輸入せるものを販売する事にする。要は客が果樹園で出来た新鮮なものを、自ら買つて帰つたと云ふ気分に入りさへすれば良いのである。

果樹園の一部には各種の花弁を栽培して来客の求めに應ぜしむる。園内には池又は流れを設けて金魚や鯉を飼養し、尚茶店を設けて茶果や麦湯位を供するを良とす。

当地には已に瀬戸行の途中に私立の花弁園（梨、桃、イチゴ、花卉杯）あるも更に水源地付近により完全なるものを設くる要あり。

其四 養魚池及び釣堀

温泉場を流る、河川は漁区を設けて養魚場となす外、温泉場付近又は回遊道路に沿ふた池沼湖水等を養魚場となし、鯉、鮒、香魚其他各種の魚類を飼養する。尚其一部に釣場を設けて来客用に供するは温泉客の日暮しには最も妙なるものである。

当地島崎芳藏氏の経営たる屏風ヶ浦養魚場は日本の温泉場付近に類少き広大のもので水面の面積十余町歩、数個に区画してよく淡水魚族と海水魚族とを蕃殖し得られ、特にイナヒツカツツリの群の引懸釣は何人にも面白く小生の如きも二十分許りに二十尾を釣り上げた、尤も釣の巧者なものには大鮒大鯉の大池にありて一尾六百匁以上の大鯉五六百、それ以下のもの数十万尾を有すと云ふ。

尚此養魚場裏の山脈は遊歩登山道を設くる事によりて眺望と萩の花の名所となるべし。尚瀬戸の日和山下の岩盤の間に適當の位置を選んで自然式水族館を設け各種の海水魚族を養はんか一層面白かるべし。

其五 家畜園

温泉場付近又は回遊道路に沿ふたる所に存する、熱心なる農家に囑して温泉客遊覧用の家畜園を設けしむる。之には初め多少温泉場より保護する要あるも、二三年後には独立經濟を立て得るものである。即ち飼養せる乳牛や山羊からは搾り立ての乳を供給し、鶏、家鴨、鳩、鶯鳥、鶉等よりは生み立ての卵を供給し、季節によりて玉蜀黍、瓜、西瓜等新鮮なる野菜果物或は若き鳥肉を売る事等により又茶菓を供する事等により相當の經濟を立て得るものである。

当地にては駅より二丁先の今沢氏の乳牛場を指導改良するも亦一法なるべし。

其六 展望台

温泉場付近の高地、見はらし眺望の佳なる点に展望台を設くる。其方法数坪乃至十坪の台地を画し其中央に高樓又は安全な火の見槽状又は天守閣状に造り、其上に二三坪の広間を造り無料望遠鏡と腰掛を置き、其屋根裏には四圍のパノラマ図を画き、之に名称を記し

置き、その図と同方向に同形の地物を認めて、地理を知らしむるものにして学生生徒の知識養成上に資する事大なるものである。

台の高さは、樹林の存する場合には其上に出る必要あるにより通常数間乃至十数間の高さとなる、展望台の階下は茶店となし、パノラマ図を縮写せる絵葉書や風景絵葉書と茶菓等を売らしむる。欧米諸国の展望台は石造又は鉄骨製のもの多く、台上に外来人記念名簿を備へ付けた所が多い。当地にては御茶屋の上の国有林の絶頂（百三十米）又は極楽寺の茶屋（百七十米）の点に設くべきか。

其七 其他

当温泉客の利用する海水浴場として気比の浜（一里モーターボート往復十五銭）及び竹の浜（西方汽車十分）の海水浴場を改良する。

尚適當の所に茸狩山を区画しヒメジダケ其他天生せる食用菌蕈類を繁殖せしめて浴客の遊び場とする。

又椎茸山を適當の林内に設け其処に人工にて椎茸を

培養し浴客に一定料金にて採集せしむる。当地にては温泉寺の境内雑木林の一部を用ふるも可なるべきか。又適當の雑木林に栗樹を補植し、又は新に栗林を仕立て浴客の栗拾場となす。

尚又適地に孟宗竹の筍山を仕立て一定料金にて浴客に筍を採集せしむるも妙である。

第四 風致林の造成法

回遊道路に沿った山林其他凡ゆる風致的要素を助長し、または風景を創作する為め、茲に風致的造林法の必要が起る。

已に森林の存する所は其儘之を基礎として其風致を助長する為めの造林に止むるも、若し現に無立木地なる時はその一部適當の区域を眺望用、又は牧場用、スキー場、運動遊戯場、野営場等として保存し、大部分には風致林を仕立てる。

此の場合已に稚樹の存する所は之を助長して天然造林となすべきであるが、然らざる場合には人工で風致林を造成しなければならぬ。此場合には大体一般經濟

林と同じく、其風土に適して徳用な樹種を選び且普通の植伐を行ふのであるが、回遊道路や中小歩道の両側、十間乃至数十間の間で道路から觀賞し得る限りは、徳用な木と云ふ点を第二に置き、先づ第一に其風景に適合する樹種を選び、且皆伐を禁じ特に岩頭の松、溪流沿の楓等、風景に關係の深い樹木は一切禁伐としなければならぬ。

一般普通の風致林としては我国多くの地方で松（山には赤松、海岸には黒松）を主としモミヂ類、山桜の類を不規則に自然状に混植して、その下木にツ、ジ、キリシマ・ボケ・ヤマブキ・ヤマウルシ・ガズミ・アザサイ其他の花卉を刈出し又は補植する。而して風致林のサクラはヤマザクラの類を選び、彼のサトザクラ即ち東京辺で吉野桜と称せらるゝソメキヨシノ又はヤヘザクラ、牡丹ザクラ類は平地提塘又は畑地の外には用ひない。

次に各局部の自然要素に適應して其特徴を發揮するやうな名所的の造林をする。即ち溪間の水流に沿ふた

一帯にはモミヂ類を六七割、ヤマザクラ類を一二割、アカマツ二三割を植ゑてモミヂ谷となし又日当りよき丘陵地等にはサクラ六七割、モミヂとマツを三四割植ゑて「桜ヶ岡」とする。但下水には春を装ふボケ・ヤマブキ・ツツジ又は秋によき萩、桔梗、ヨミナヘシ等を植ゑる。

何れにしても松は我国風景の主調であるから、之を欠くことは出来ない。特に秋の紅葉は老松の粗林内に松の根占的状态に生長する場合に最も完全なる紅葉美を發揮するものである。古来我国でマツ千本とモミヂ、サクラ千本宛植ゑれば必ず名所となると云はれて居ることは味ふ可き言葉であつて特に風致造林に於て此等の樹木を幾万幾十万と植栽したならば其風致的名所となるのは勿論のことである。

其他広い山腹には谷間をモミヂ区となし、その上部から中腹迄をスギ又はサハラ林（暖地にはクス・カシ林も可）中腹以上の少々乾き易い所にはヒノキ林を造り其他の乾燥地並に南面及び西面の地にはマツ林又は

雑木林を仕立てる事になし、其移り行きは互に混交せしめて自然的ならしむる。尚又山奥の水源地付近にはスギ・サハラ・モミ・ツガ（又はクス・カシ・タブ・ツバキ等）の暗い幽邃な林を造る。

以上の如くモミヅ谷、桜ヶ岡、マツ林、スギ林、ヒノキ林、雑木林等種々な樹種林相を呈せしめ各林内の下木、下草にも各局部に各その特徴を發揮せしめて名所とする。即ち南向きの松林内又は雑木林などにはツツジ類の野生の多いものであるから、其ツツジ類を刈り出し、ツツジ山となす。其法は他の不良な下木を年に二三回づつ刈取り、ツツジ類のみを刈り残し、其不足せる所には他の見えざる所から堀り来つたツツジ類を補植し、一帯の地をツツジの名所とする。此場合に上木の密に過ぎる場合には上木を間伐してツツジ類の発育を助長する。彼の有名なる養老公園其他多くの広大なるツツジ山は大抵此法で出来たものである。又彼の長崎県の雲仙ツツジ、那須の八幡温泉前のツツジヶ原の如きは多年牛馬を放牧せる為め他の草木を食ひ尽

され、牛馬の食はないツツジのみを残した結果であるから、若し放牧を禁ずる場合には放牧に代るべき手入法（仮令ば他の草木を刈取るやうな事）を講ずべきである。又南西向の山腹などには小萩原を設け、谷間の林道添へにはヤマブキ、ヤマアジサイ等の名所を造り、スギ・ヒノキの老林の下草にシヤガ其他を植ゑ、谷間の雑木林の一部にはツバキ・サザンカ・コブシ等の名所を造る。

大回遊道路に沿ふ森林はなるべく種々の樹種林相を備へしめ、植方も規則正しいスギ、ヒノキの一斉林もあれば、不斉な自然式の雑木林もあり、単純林もあれば混雑林もあり又喬木も矮林も中林もあるやうにし、其手入間伐も精粗種々異にするが良い。

尚雑木林や森林の下には雑草、カヤ、シノ等の繁茂するもの故道路の両側に沿ふて不規則に自然状に下刈をする。即ち或部分は全く道の両側の下草が生ゑ繁つて居るが其次には年々数回刈払つて芝地状をした林内を眺められるやうにし、その芝地内の風致佳なる所に

は腰掛を置いて休養せしめる。而も其林内芝生の区域は或は広く或は狭く出入形状等全く自然状になすのが良い。

而して其芝生区即ち下刈区の中にもツツジ・ダウダン類・シュラン其他の花卉は刈残し置き或は特に自然状に補植し置くべきである。

要するに風致林は単調を忌み、変化を好むもので、温泉町から来た人は先づ鬱蒼として昼なほ暗いスギ・ヒノキ・モミ・ツガ（又はカシ・シヒ・クスなど）等の大森林に這入つて市街地の気分を新たにし、更に溪流に臨んで明るいモミヅ類の潤葉樹林に入り時に藍を浸せる深潭に臨み、やがて滔々たる飛瀑に接し、進んでスギ・ヒノキ類の美林や竹林雑木林を通じ、山腹を攀づるに従つて、マツやサクラの林から山の峰に出て眺望を恣にし、更に峰通りを涼風に浴しながら、小萩原に出るなど進むに随つて忽ち幽邃、忽ちに開濶、陰顕出没応接に暇がないと云ふやうにするのが良い。峰通り又は山腹道路にも亦眺望の佳い所には処々に

見透しを造る、其方法は其森林を適当に間伐する外見透しに要する部分の下枝を自然的に切り取るのである。特に腰掛の前に当る目障りの部分は枝葉を適宜に切り除いて、樹幹や太枝の間から眺望を恣にし得るやうにする。特別の場合の外は林木の頭を一斉に切り縮めて眺望に供するのは宜しくない。

路傍に清水の出る所には水口と水盤を設くる外、其水源の部分は特に伐採を禁じて密林とし尚陰性の下木を補植して水源を植潰し、水呑口の上方に人の行けないうやうにするが良い。

又峰の高所等特に眺望の雄大なる所には展望台を造りパノラマ図を準備する、尚又眺望の佳い所又は休息に適する老林の下などには腰掛を設けるのであるが腰掛が成る可く一所に多数を置かず各隔離して別の所に置く。一所に置く場合には腰掛の間に灌木類を植ゑて互に顔を見ることなく遠慮なく休息し得るやうにする。随つて道路よりも多少隠れた場所に腰掛を置き、適當の植込を応用すべきものである。尚森林内の腰掛は間

伐又は倒れ木、根株、石塊等を応用する等なるべく自然的なものが良い。

市街地若くは林内の宿泊所に近い所、又は回遊道路に接する所で天然已に樹種に富んだ区域を選んで之を天然植物園とし特殊の造林並に取扱ひをする事は已に述べし如くである。

風致林の中で特に老樹名木又は珍貴の樹木には立札をして之に其木の来歴樹齡(大約)目通周圍樹高、用途等を記す。

尚風致林内に設備すべきものとして次の如きものがある。

(一) 茶店。風景を楽しむに最も良い位置から数間退いて造り、最良の位置には民衆用の無料腰掛を置き、茶店には商品一切の定価表を掲げる。我国には河岸、湖畔、瀧見台、其他風景觀賞に最適する位置に茶店又は料亭等を設け、其家に入らざれば風景を賞し難いやうにしてある所が多いが、此等は総て後方又は他所に移して其跡を民衆用の無料休憩所になすべきである。

(二) 旅舎。広大な森林公園には景勝地に旅舎の必要な事が多い。是れ又前に準じて景勝を独占しないやうな位置に建てしむる。

(三) 便所。各半里置位に便所を設置する必要がある。道の下方の藪蔭等に造り、立札で判然せしむる。便所を路傍特に道上に造るのは禁物である。

(四) 屑紙籠。民衆の群集するところには屑紙籠を設け、時々之を一個所に集めて埋没するか又は之を焼捨てる。

(五) 腰掛並に四阿。風致又は眺望の佳い所に置き、特に休養眺望に適する所に四阿を設ける。

(六) 指導標。道路の分岐点には指導標を設け、行先と距離を明記する。

(七) 案内図。山林公園の入口に大きな案内図を造る外、之を絵葉書又は簡單なる図面に作り携帯して公園内を遊ぶに便ずる。

案内図は成るべく一枚刷の折畳み式になし、表面には前記の如き回遊路線と其間の距離と海拔高とを明細

に記入し、裏面には回遊日程と各温泉宿に於ける宿料、中食料、其他一切の定価表を付し、尚余地あれば各回遊道路の特徴来歴写真等を簡単に記載する。

其案内図は入湯客の玄関に来るや直に之を渡し、尚成る可くは其方面に来る大都市の停車場にて無代配布する。例令ば城崎温泉のものは大阪・京都と東京駅等にて配布するが如くである。

(八) 掃除人、水撤人 適当に掃除人撤水夫を配置することが必要である。小さな山林公園では地方青年団が分担して掃除するのが便利である。

(九) 巡視人 大なる山林公園には巡視人を置く必要もある。

(十) 湖水並に水流には特に孵化場を設ける必要がある場合が少なくない。

(十一) 特に其地に関係ある名物土産を作成する。

(十二) 名勝保存会を設け、其地方の有力者を網羅して委員とし、且つ斯界の専門家を顧問とする。

六一、城崎町会の片岡氏への内湯要求

訴訟撤回要請（昭和八年）

（城崎町役場所蔵文書）

〔昭和八年五月二日城崎町会より〕

一、議長 会議ヲ開ク旨ヲ宣ス

一、議長 町会議員総選挙後初回ノ町会ナルニ依リ会

議

規則第五条ニ依リ抽籤ヲ以テ議員席次ヲ定ムルニ

其ノ結果左ノ如シ

- | | |
|----|-------|
| 一番 | 原 克太郎 |
| 二番 | 結城 卓次 |
| 三番 | 榑 甚三郎 |
| 四番 | 佐藤甚太郎 |
| 五番 | 太田 林蔵 |
| 六番 | 片岡 郁三 |
| 七番 | 久保田順三 |
| 八番 | 樋口七太郎 |

九番 結城 義雄

十番 石田松太郎

十一番 生田 達治

十二番 杉本 繁造

議長 助役坂本誠一助役三宅信太郎ヲ議事ニ参与セシ

ムル旨ヲ告グ

議長 會議録署名員ヲ先例ニ倣ヒ議長指名ニ依リ決シ

異議ナキ乎ヲ諮リタルニ満場異議ナキヲ以テ指名

ニ決シ左ノ二名ヲ指名ス

二番（結城卓次） 十番（石田松太郎）

議長 付議スベキ事件トシテ議第二十三号城崎町内川

村学校組合會議員六名ノ選挙ノ件アレドモ只今議

員ヨリ發案ニ係ル議第二十四号提出ニ依リ議員多

數ノ意見ヲ尊重シ議員發案ヲ先ニ付議スル旨ヲ告

ゲ議第二十四号ヲ議題ニ供ス

一、議第二十四号目下係争中ノ内湯問題ハ町ノ平和ヲ

惑乱シ為メニ蒙ル処ノ損害亦甚大ナリ速カニ之ガ

解決ヲ促進スル為メ片岡郁三氏ニ対シ反省ヲ促ガ

シ内湯設置ニ関スル訴願及ビ之ニ付随スル係争問
題ノ撤回ヲ要請スルモノトス

町會議員 原克太郎外六名

議案朗読

一番（原）發案者ヲ代表シテ理由ヲ説明致シマス

初町会ノ劈頭ニ於テ殊新シク本問題ヲ提出シタ次第

デアリマス片岡氏ハ吾々ト同ジク議席ヲ有シ居ラレ

尚一層血ヲ吐ク思ヒヲシテ提案シタモノデ片岡氏ニ

直接聞取りヲ願ヒ得タク震災ヲ蒙リタル吾々ハ困難

苦勞シテ来タル処昭和二年突如トシテ内湯設置ノ問

題起リ行政訴訟トナリ町民ヲ非常ニ聳動セシメ周章

狼狽之ヲ阻止スル為町民大会等ヲ開キ種々方策ヲ講

ジ反対ノ氣勢ヲ挙げタルタメ片岡氏ニ悪感情ヲ起サ

シメタリ最初片岡氏ノ真意ハ町民ノ反対ヲ押切り之

ヲ押シ通ス意志ナカリシモノト推察スルモノナリ

町ノ名望家デアリ地位モアリ片岡氏ニハ最初ハ單純

ナル考ヘナレドモ町民ガ余リ狼狽シ反対ガ熾烈デア

ツタタメ片岡氏ノ意ヲ損ジタルモノト思フ

前町長西村佐兵衛氏ノ措置ニ適當デナカツタ点モアリ又他ノ既得権者ニ於テモ之ガ許可ニナレバ自分モ内湯ヲスル意志モアル様ニ考ヘラレル点モアリ西村佐兵衛氏ノ取扱上悪キ所モアル

片岡氏ハ意地モ強固デアリ町民ガ無傍^{マダ}ニ反対スルナレバ反対セヨ之ニ対シ何処マデモ反駁シテヤル意志ニ依リ問題ヲ解決スル等ノコトナク反ツテ尖鋭化シテ来タモノデアル内湯問題勃発以來町ノ平和ハ保持サレズ職業等各自等閑ニ付シ無駄ナル経費ヲ費ス始末ニテ同志会ノ生レタルモノアリ

又同志会諸君ニ於テハ内湯ハ時代ノ要求ナリ吾々ガ反対スルノハ内湯ノ出来ナイ少数ノ旅館ノミデアル旅館ノ大部分ハ賛成デハナイカト太田君ガ弥次タコトモアル片岡氏ハ憲法ヲ以テ私有権ヲ認メラレテイル以上多数ヲ以テ反対スルナレバ反対セヨ私有権保護上行政訴訟ヲ提起シテ目的ヲ貫徹スル手段^{手段}ノ様ニ考ヘラレル反対ノ理由ハ元来湯島地内泉源ハ豊富デナク六ヶ所ノ共同浴場ノ泉源スラ十分ナラザル状

態デアリ共同浴場ノ経営ノ如何ハ町ノ盛衰ニ至大ノ關係ヲ有スルモノナリ地下ノ流動物即チ泉源ガ如何ナル程度マデ個人ノ権利ガアリヤ

泉源ニ付テ研究ヲ要スベキモノデアルカラ学者ヲシテ目下研究シツ、アリ泉源ハ私有権ニ属スルモノナリヤ此ノ問題ガ先決問題ナリ

古キ歴史アル温泉ガ湯島有ノモノトシテ区ノ経営スル共同浴場等区有ノモノナリト信ジ震災後数十万円ノ負債ヲ起シ之ヲ投ジテ共同浴場ノ復旧建築ヲナシ此ノ温泉収入ヲ以テ負債ノ償還ヲナス計画デアアル、

温泉ハ古クヨリ湯島区有ノモノナリト信ジ来レリ片岡氏ハ自分ノ所有地ヨリ湧出スルモノハ自己ノ権利ナリトノ主張ヲスルモ之レガ正当ナリヤ否ヤ疑問ナリ、此ノ問題ハ町ノ存在スル以上大問題ナリ

裁判ニ依リ私有ノモノナリト判決ノ下リタル以上ハ最早万事窮ス

県令ニハ鉱泉取締規則アリ既得権ヲ認メタルコトガ間違デ県令ハ政党ニ依リ改廢ノ出来得ルモノデアアル

法律ニ依リ定メタルモノナレバ確實ナルモ県令ニ依リ泉源ノ既得權ヲ認メタルコトガ既ニ間違デアル城崎町ノ内湯問題ハ国家ノ滿洲問題ト同ジモノデ内湯ハ城崎町ノ生命線デアル如何ナル犠牲ヲ払フトモ此ノ生命線ヲ擁護セネバナラス

茲ニ於テ片岡氏ノ反省ヲ促ガシ係争問題ノ訴訟ヲ撤回シテ頂クコトガ町ノ平和ヲ保ツモノデアル

片岡氏ニハ自己ノ全財産ヲ投ズルトモ問題茲ニ至レバ最後マデ之ヲ戰フ意志トスルトモ町会ノ決議ヲ以テ片岡氏ノ考慮ヲ煩シ他ノ既得權者モ權利ヲ放棄シテ頂クコトニナリゆとうや・西村や・まんだらや等全部既得權ノ返還ヲ願フコトニ致シタイ

生命線擁護ノ為如何程ノ經費ヲ費スモ幾年ノ日子ヲ要スルトモ之レガ解決ニ全力ヲ注グモノデアル

片岡氏ノ反省ヲ促スハ勿論之ヲ支持スル議員諸君モ片岡氏ニ要請アツテ町平和ノ為尽力アランコトヲ希ヒマス町永遠ノ幸福ト平和ヲ希望スルモノデアリマ

以上提案ノ理由ヲ説明 午前十一時二十五分

六番(片岡) 一 番議員外六議員ヨリ突如トシテ提案ニナル議第二十四号議案ハ事私ニ関スル問題デ甚ダ遺憾デアル会谈スルコトニナレバ何時ニテモ会见スルモノデアル一 番君ノ説明ニ対シ本員トシテモ意見ヲ以テイルガ自己ニ関係スルヲ以テ差シ控ヘマスゆとうや・西村や・まんだらやノ事モアレド之ハ意見ヲ述ベル必要ナシ

問題ハ目下行政訴訟ニ属スルヲ以テ如何トモ出来マセン之レ以外ハ自己ニ関スル問題ニツキ差シ控エマス自己ノ問題ニ付キ離席スル旨ヲ告ゲ離席シタリ 十一時三十分

四番(佐藤) 昭和二年内湯問題勃發以來係争持續シ昨年来平和ニ向ヒツ、アリ一番君ノ説明ハ片岡氏ニ対シ敬意ヲ表シ敬語ヲ以テ言ヒ尽クサレタルコトハ賛意ヲ表スルモノデアリマス既得權者ゆとうや・西村や等反対ノ立場ニアルコトハ片岡氏ニトツテ不利デアル

西村佐兵衛氏等内湯設置ノ意志十分ニアリ然ルニ之ニ反対ノ立場デアリ最初カラ反対デアルナレド片岡氏モ之ヲ貫徹スル意志ナキヤトモ思考スルモノナリ委員ヲ選任シ片岡氏ト接渉スル事モ一策ト考ヘマス委員三名選定ノ動議ヲ提出シマス

八番(樋口) 一番君ヨリ提案理由説明ニ付付言ヲ要シマセン四番君説ニ賛成委員ヲ設ケ片岡氏ニ接渉スルコトニ賛成委員ハ五名トス

十番 本案提案ノ一人デアアルガ一番君ノ説明内容ニ就テハ意見ノ相違モアリ説明ニハ賛成出来ナイ点モアルガ然シ弁明ヲ差シ控ヘマス本案ニ付テハ異議ナシ十一番(生田) 目下行政訴訟ニ属スルモノデアリ片岡氏ニ訴訟ノ撤回ヲ要請スルモノナルモ之ハ不可能ナリト信ズ内湯賛成者ノ一人ナレバ本案ニ反対スルモノデアリマス

一番(原) 十一番君ハ内湯賛成者ノ立場上本案反対スル理由ニハ当ラズ本案ハ町ノ平和ヲ惑乱シ損害甚大ナル理由アリ之ニ反対スル事ハ不可解ナリ

五番(太田) 内湯ニ賛成スルモノナリ内湯ノ設置ハ日

本全国何処ニモ設置サレ時代ノ要求ナリ玉造温泉等内湯設置サレ発展シ二千人モ収容スル等急速ナル発展ヲナセリ依テ内湯ニ賛成本案ニハ反対ナリ

十一番(生田) 町会ノ議決ヲ以テ片岡氏ノ反省ヲ促シテ効果アリヤヲ疑フモノナリ依リ懇談の二片岡氏ニ接渉スルコトモ得策デナイカト考ヘマス

十番 内湯賛成者ハ本案ニ反対スルコトハ当然ナリ休憩ヲ望ム

一番(原) 十一番君ノ懇談の二接渉スルノ意見ニモ同感ナリ座談の二接渉スルコトニスルトモ本案ハ形式的ノモノニスルモ議決スル要アリ委員ヲ選ンデ接渉懇談スルコトニ致シタク

議長 休憩ヲ宣ス 午後〇時六分
議長 開議ヲ宣ス 午後〇時十五分

三番 議第二十三号ガ事件ノ告知モシテアリ然ルニ議第二十四号議員発案ヲ先ニ審議スルコトハ順序ガ違フト思フ 内湯賛成者ノ關係上本案ニ反対スルモノ

デナイガ又賛成モ出来ナイ

議長 本案第一次会終了ト認め第二次会第三次会ヲ併議スル便宜ト認め之ニ異議ナキ乎ヲ満場ニ諮フ

満場異議ナシ

議長 満場異議ナキヲ以テ本案第二、三次会併議シ之ヲ以テ確定議トシ意見ヲ諮フ

議長 本案初町会ニ於テ提出ニナリ町ノ平和ヲ希望スル見地ヨリ片岡氏ニ訴訟ノ撤回ヲ懇請シ以テ町ノ平和ニ導クモノデアルト考ヘマス

本案ニ付キ賛否ヲ諮リマス

議長 本案反对者挙手ヲ求ム

挙手者 三名 3、5、11

議長 挙手者三名少数ニ付原案ニ可決確定スル

六二、城崎町戸主会開催状況報告（昭和十一年）

（城崎町役場所蔵文書）

（表紙）

昭和十年九月起
内湯問題 戸主会一件綴
城崎町役場

城第四六二号

昭和十一年三月十一日

城崎町長代理助役 坂本誠一

弁護士 岡本尚一殿

城崎町戸主会開催状況報告

予定ノ通り城崎町戸主会ハ昨十日午后六時城崎町公会堂ニ於テ開会聴衆（戸主会員）凡ソ四百名（内女六名）午后六時四十分須原助役開会ノ辞ニ次ギ坂本代理町長登壇約三十数分ニ亘リ内湯反对ノ理由ヲ詳述シ従来ノ經過ト将来ノ対策覚悟ニ就テ縷々説明強調降壇シタル

二引続キ原町議今森婦人弁士(野木町組長今森瀧妻女)塚本宿屋組合理事久保田町議樋口町議谷垣(料理業)佐々木飲食店副組合長伊東(宿屋業)大西(建具職)久保田区議杉本町議ノ順序ニ各弁士交々反對理由ト従来ノ経過並ニ将来ノ対策ト町民ノ覚悟ニ就テ熱弁ヲ揮ヒ聴衆ニ多大ノ感動ヲ与ヘタルガ

谷垣弁士ハ臨監警察官ヨリ注意一回(内湯反対ニ引例シテ五・一五事件ヲ述ベ注意)

大西弁士ハ(本問ノ解決ハ法律ヤ道德テハ到底解決出来ヌトテ直接行動ヲ煽動スル言動形容ヲ為シタルヲ以テ注意ヲ受ケタリ)中止(同一言ヲ続ケントシタリ)降壇ヲ命セラレタリ

一方城崎警察署ニ於テハ熱狂セル戸主会ノ形勢ヲ憂ヒ万一ヲ慮リテ戸主会場ニ制服巡查五名三木屋旅館付近二六、七名ノ私服巡查ヲ配置シ署内又署長以下残員待機ノ姿勢ヲ以テ警戒ニ当リ居タル趣キナリ

而シテ各弁士ノ熱弁ニ感動ヲ受ケタル聴衆中ヨリ屢々三木屋ヲ葬レ三木屋ヲ倒セ皆ナ行コー焼コーナドノ弥

次ノ内ニモ午後十一時半何等ノ事故ヲモ招来セズ閉会シタリ

右及報告候也

六三、城崎町民大会開催状況報告

(昭和十一年)

(城崎町役場所蔵文書、六二と同じ綴)

城第六三七号

昭和十一年四月二日

城崎町長代理助役 坂本誠一

弁護士 岡本尚一殿

城崎町民大会開催状況報告

予定ノ通り城崎町民大会ハ原克太郎氏司会者トナリ昨一日午后七時三十分城崎町公会堂ニ於テ開会聴衆四百十数名(婦人四名)原克太郎氏開会ノ辞ニ次ギ座長席ニ石田松太郎氏着座シ正面演壇ニ

吾等の泉源を死守せよ

速かな解決を期せよ

町民一致団結せよ

内湯絶対反対

我等の生活権を守れ

大衆の支持を要求す

町発展の爲め闘争す

日和見主義者を撃退せよ

町民を毒する裏切者を葬れ

のスローガンを掲げ塚本梅吉氏谷垣一二氏佐藤甚太郎氏安田篤二氏橋本貞一郎氏佐々木政次郎氏谷垣兼吉氏藤原金太郎氏杉本繁造氏ノ順序ニ各弁士熱弁ヲ揮ヒ聴衆ニ相当感動ヲ与ヘタルガ是ヨリ先二三台ノ自動車ニテ午后六時半頃大会ノ宣伝隊トシテ町廻中三名城崎警察署ニ検束セラレ尚ホ他二弁士以外ノモノ二名検束者ヲ見タルガ何レモ本朝放還セラレタリ弁士中注意ヲ受ケタルモノ四名アリシガ午后十時閉会シタリ

而シテ閉会直前何者カ、突然消燈シタルヲ以テ電燈會社城崎出張所ノ従業員全部(数名)城崎警察署ニ召喚ヲ受ケ原因取調べラレ居リ候趣キナルガ消燈ハ内川村

港村城崎町ニシテ目下ノ処大会ノ幹部トハ何等ノ關係無之候条此段及報告候也

六四、城崎町発展の嘆願書(昭和十三年)

(城崎町役場所蔵文書)

嘆願書

我が城崎町ハ去ル大正十四年五月彼ノ北但大震災災ノ一大惨禍ニ遭ヒ当時政府并ニ県御当局ノ好意ト農工銀行其他社会ノ御同情トニ依リ兔モ角モ形態上ノ復興ヲ成就シ得タルモ其瘡痍ハ年ト共ニ膏盲ニ入り尋常ノ経営ニテハ到底救フベキモ非ズ然モ爾来十有余年間年ニ依リテハ多少好景氣ノ時アリシモ大局ニ於テ景氣芳シカラズ其ノ經濟的窮狀益々深酷^①ノ度ヲ加ヘ且其極思想的ニモ面白カラザル傾向ヲ生来シ今ニシテ之ガ救済ノ途ヲ講ゼザランカ物質的精神的共ニ破滅ニ至ルヤ火ヲ賭ルヨリモ明カナル所ナリ

由來城崎ノ地タルヤ産業ノ見ルベキモノ無ク只天与ノ温泉ニ依リ生活ノ道ヲ辿リ直接間接來浴者ノ惠沢ヲ蒙

ラザルモノ無シ従ツテ之ガ救済ノ方法トシテハ当町并ニ付近ノ諸施設ヲ改善完備シ他ノ遊覧地ニ冠絶セル設備ヲ整ヘ以テ浴客ヲ誘致シ其滞在ヲ長カラシメ以テ町民各自ヲシテ生業ニ親シマシメ之ニ精勵セシムルノ外良策アルナシ

城崎ノ地風光ニ富ミ付近ニハ山アリ河アリ海ニモ近く内ニ清澄ナル温泉有シ浴客ヲシテ都塵ヲ洗ヒ平素繁忙ノ疲レヲ医スルノ所トシテ稀ニ見ル適當ノ地タリト雖近來他ノ温泉地遊覧地等ニ於テ各々競ヒテ資金ヲ投シ設備ヲ整ヘ専ラ來遊客ノ吸引ニ努メツ、アルノ時我が城崎ニ於テハ之ガ資金ヲ得ルコト能ハズ天与ノ風光モ交通ノ便乏シク文化的設備ヲ欠キ近代人ノ遊樂休息ノ地トシテ満足シ能ハズ自然他ノ地トノ競争裡ニ落伍シツ、アルハ真ニ遺憾ノ極ミナリト雖亦已ムヲ得ザル所タリ依ツテ之ガ欠点ヲ除去シ他ニ優越セント欲スレドモ各人ノ疲弊ハ到底之ガ経費ヲ絞出スルノ余裕ナク町其他公共団体モ亦之ガ捻出ノ道アラザルヲ如何セン惟フニ何等カノ方法ニ依リ資金ヲ得左ニ列記スルガ如

キ施設ニシテ完備スルコトヲ得シカ天然ノ風光ト相俟チテ日本有數ノ温泉地トナリ他ニ優越スルコトヲ得ルト共ニ來遊客頓ニ増加シ其結果ハ町民各々其生業ニ親シミ自ガ職業ニ精進スルニ至ルト共ニ精神的ニモ亦良風ニ還元スルコトヲ得ルヤ必セリ

叙上ノ趣旨ニ基キ町民ノ要望セル諸施設ヲ列記シ參考ニ資セン

一、浴場ヲ改造シ各種ノ文化的誤樂設備ヲ施シ時代ノ要求ニ合致セシムルコト

現在ノ浴場ハ浴場トシテハ強チ不備トイフニハ非ザルモ文化的の并ニ誤樂的設備ヲ欠キ近代人ノ趣味ニ合致セズ之ガ諸施設ノ緊要ナルハ一浴シタルモノノ絶叫シテ已マザル処ナリ

一、泉源ヲ豊富ニ得ルタメ學者ノ研究鑑定ヲ求メ其指示ニヨリ大掘鑿ヲ施スコト

現在ノ泉源ハ頗ル貧弱ニシテ僅ニ現存町営浴場ノ要量ヲ充スニ足ラズ、汲々トシテ然モ時期ニ依リテハ不足ヲ訴ルコト屢々ナリ若シ一大掘鑿ニ因リ

豊富ナル泉源ヲ得ンカ現存浴場ニ画期的改良ヲ加工要求ヲ充スノミナラス都人士ノ要望ニ副フコトヲ得ン内湯ノ如キモ可能ト成リ十余年ニ互ル紛争モ解決スルコトヲ得所謂暗夜ニ瞭明ヲ望ムノ喜ビヲ生ズルニ至ル然リト雖学者ノ研究ト確實ナル鑑定ナクシテハ容易ニ実施シ得ル処ニ非ズ之ガ費用モ多額ナルベク又掘鑿ニ要スル経費モ又尠少なラザルナリ

一、下水道ヲ完成シ療養地トシテ完備セシムルコト

城崎ノ地タルヤ単ニ遊覽地トシテノミナラズ療養地トシテノ設備モ亦忽ニスベカラズ下水道ノ設置ノ如キハ最モ必要欠クベカラザルモノナルコト多言ヲ要セズ又町ヲ東西ニ貫流スル大谷川ノ不潔ノ原因ハ下水ヲ放流スルニ因ルモノ多ク此川ノ浄化ノ為ニモ下水道ノ完備ハ急ヲ要スルモノナリトス

一、水源地ノ拡張改造ヲ必要トスルコト

現状ハ僅ニ所要ヲ充スノミニシテ夏期降雨少ナク浴客多数ノ際又ハ異変ノ際ニハ直ニ不足ヲ訴フ殊

ニ防火設備ノ如キハ只形式的設備タルニ終リ現在ノ水量ニテハ殆んど要ヲナサズ又便所浄化装置ノ如キモ之ガ設置ヲ奨励センカ飲用水ニモ不足ヲ生ズルニ至ル

一、便所ノ浄化装置ヲ奨励スルコト

浄化設備ハ近代人ノ齊シク要望スル所ニシテ衛生上ヨリ見ルモ当町ノ如キハ大ニ奨励セザルベカラズ

然ルニ当町ニ於テハ未ダ旧来ノ汲取式ノモノ多ク之ガ改良ヲ必要トス又浄化ノ水源乏シク現状ニテハ普ク之ヲ奨励スルコト能ハズコノ意味ヨリスルモ水道ノ拡張スル要アリ

一、町内ノ各道路ヲ舗装シ交通ヲ便ナラシムルト共ニ

町内ノ美化ヲ計ルコト

近代都市ニ於ケル道路ノ舗装ハ普ク施工サレ居レルガ京阪神各都市ヲ最大顧客トスル我町ニ於テモ之ヲ施工シ顧客ノ便ヲ計ルト共ニ町内ヲ美化シ顧客ヲ喜バスマ誘致ノ一策タリ殊ニ自動車ノ運行頻

繁ナルタメ道路ヲ毀損スルコト烈シク且山陰ノ地
降雨多ク其舗装ノ必要ナル漸々其声ヲ聞ク処ナル
ヲ以テ従来漸々県土木課ニモ嘆願シツ、アル所ナ
リ

一、大谷川ノ清浄美化ヲ計ルコト

大谷川ハ町ノ中央ヲ東西ニ貫流シ兩岸ノ柳桜ト共
ニ一ツノ景觀ヲ添ヘツ、アルモ川底ノ傾斜少ナキ
ト水量乏シク為ニ常ニ汚濁シ且下水ノ放流ノタメ
益々汚濁シ夏期ニ於テハ沈澱物腐敗シテ悪臭ヲ放
チ不快ナルノミナラズ衛生上ヨリ見ルモ害アリ之
ガ清浄施設ハ町民多年ノ宿望タリ

一、全町一帯ヲ公園トスル計画ヲ樹テ町内ノ美化ヲ計
ルコト

当町ニ於テハ周圍ノ山谷ヲ利用シテ小規模ノ公園
ヲ造リ或ハ林間ニ道路ヲ造リテ浴客ノ散策ニ便ナ
ラシムル等ノ施設ヲナシツ、アルモ彼ノ奈良ノ如
ク宮島ノ如ク全町ヲ美化裝飾シ公園化スルハ最モ
当ヲ得タル所置ニシテ都人士ノ休息地トシテ必ズ

実施シタキ処ナリ

〔欄外に削除と注記〕

一、瓦斯会社ノ速成ヲ計ルコト

瓦斯ノ便ナルハ今更多言ヲ要セズ之ヲ速成シ顧客
ニ便ヲ与フルト共ニ其単価ヲ廉ニスルタメ将来町
営トナスノ計画ヲ必要トス

一、玄武洞、円山川、氣比浜、日和山ヲ包含スル大公

園計画ヲ樹ツルコト

之等ハ皆城崎郊外ノ遊覽地トシテ城崎ニ来ルモノ
ノ皆遊覽スル所タリト雖只自然ノマ、ニ放任シア
リ之ニ或種ノ人工ヲ加ヘンカ何レモ閑聯シテ大公
園ト成リ都人士ヲ喜バシムルヤ必セリ

一、円山川ノ兩岸ニ魚釣り場ヲ設備スルコト

円山川ハ魚族多ク四季魚釣りニ適ス兩岸ノ適當ナ
ル個所ニ設備ヲ施シテ陸ヨリ簡單ニ糸ヲ垂ル、ヲ
得ンカ浴客ノ無聊ヲ慰メ其滞在ヲ長カラシムルハ
明カナリ近時都会ニ於テハ魚釣り趣味旺盛ニシテ
狭少ナル不快ナル釣り堀等ニ於テサヘ千客万来ノ

觀ヲ呈シ居リ又遠ク汽車ニ乘リ高価ナル船賃ヲ支
 払ヒテ遊ブモノ多キニ見ルモ此施設ノ必要ヲ痛感
 スルモノナリ

一、スキー場ヲ拡張又ハ新設スルコト

当町ノスキー場ハ温泉ト閑聯^連シテスキー愛好者ノ
 最モ賞賛スル所ナルモ地域狭小ナルヲ遺憾トス之
 ガ拡張又ハ新設シテ大スキー場ヲ得神鍋山スキー
 場ト提携携センニハ関西第一ノスキー場トシテ冬
 期スキー愛好者ノ大部ヲ誘致スルコト容易ナリ

一、城崎竹野間ニ自動車道路ヲ開設スルコト

竹野浜ハ水清ク遠浅ニシテ山陰第一ノ『稀ニ見ル』
 良海水浴場タリ近時益々殷盛トナリ夏期城崎ニ来
 ル者必ズ此処ニ遊バザルモノ無キ状態ナルモ交通
 頗ル不便ニシテ煩累厭悪ノ声高シナリ此間ニ自動
 車道路ノ開設ヲ見ンカ城崎ニ宿泊シテ竹野浜ニ通
 フモノモ多カルベク両者共ニ得ル処大ナルハ明カ
 ナリ又竹野、中竹野、奥竹野ハ交通頗ル不便ニシ
 テ生産セル物資モ移入スル物資モ共ニ運賃ニ多額

ヲ要シ自然移出スル物資ハ原価ノ低廉ヲ失シ移入
 スル物資ハ高価ト成ルハ已ムヲ得ザル処ナリ而シ
 テ城崎トノ間ニ自動車道路ノ開設ヲ見ンカ生産品
 ノ販路ヲ城崎ニ拡張スルコトトナリ運賃ノ低廉
 格ノ昂騰ト相俟チテ三村ノ受ル産業的利益モ尠少
 ナラザルハ容易ニ首肯^肯シ得ル処ナリ此道路ノ開設
 ハ独リ城崎ノ利益タルノミナラズ竹野三村ノ為ニ
 モ一日モ早カランコト熱望シテ止マザル所ナリ

一、港、竹野両村間ニ自動車道路ヲ開設スルコト

此線ハ産業上大ナル利益無キモ城崎トシテハ要望
 シテ已マザル所ナリ前記城崎、竹野間ノ道路ノ完
 成ト共ニ城崎―竹野―港（日和山）―城崎ノ廻遊
 線ヲ得所謂ドライブウエートシテ城崎ノ有スル唯
 一ノモノトナル之^レ又急設ヲ要望スル処ナリ

一、城崎ヲ中心トスルハイキングコースノ新設

城崎付近ハ山岳重疊シハイキングコースヲ得ルコ
 ト容易ナリ例ヘバ城崎ヲ囲ム山々ノ頂上線ヲ繋グ
 線、城崎ヨリ来日山頂ヲ経テ温泉寺ニ至ル線、宇

桃島ノ谷ヲ逆上リテ竹野村宇日ニ出デ竹野海水浴場ニ至ル線前記城崎―竹野―港―城崎ノドライブウエ―ニ依ルノ線岡山川東岸鞍掛白山ノ頂上ヲツナグ線城崎ヨリ港村氣比ヲ経テ海岸ニ沿ヒテ京都府湊村（小天橋）ニ至ルノ線等枚挙ニ遑アラズ然レドモ今ハ其中ノ或ルモノニ些カ小径ヲ有スルノミニテ大半ハ相当施設ヲ加ヘザレバ其要ヲ成サズ独リ浴客ノ便ニ供スルノミナラズ地方町民ノ体位向上ノ見地ヨリスルモ之ガ施設ヲ要望スルヤ切ナリ

一、大運動場ヲ設置スルコト

近時各種運動熱ノ勃興ハ国民体位向上策ト相俟チテ益々盛ンナラントス当地ニ大運動場ヲ設置シ之ニヨリテ浴客ヲ誘致センニハ或ズヤ得ル処大ナルヲ信ズ山陰地方ニ未ダ一ノ見ルベキモノナキニ見ルモ其利用ハ或ズ多キヲ加ヘ撰手等直接関係者ノ外ニ観客ヲ加ヘ必ズ一種ノ名物ト成ルヤ必セリ

一、其他

香住公園、応拳寺 山陰洞門ニ至ル自動車網内川村又ハ港村ヨリ京都府久美浜湾ノ風光ヲ賞シツ、久美浜町ニ至ル自動車網モ布設シタク温泉寺宝物館ノ建設、青年道場ノ開設、陸軍療養所ノ設置等成スベキモノ設置スベキモノ数多アリト雖資金ヲ得ルノ道ナキヲ如何セン

以上何レモ急設ヲ要スルモノノミナルモ全施設ヲ一時ニ成就センニハ多額ノ資財ヲ要スルノミナラズ其一部分ト雖現時ノ城崎ノ經濟状態ニテハ百年歲月ヲ待ツト雖到底不可能ノ事ニ属ス

希クハ県御当局ニ於カセラレテモ之ガ衷情ヲ御賢察ヲ賜リ特別ノ御詮議ヲ以テ其計画ノ一部ナリトモ施設ヲ賜ヒ我ガ城崎町ヲ援助シ沈滞セル町民ノ精神状態ニ活ヲ入レ進ンテ生業ニ精進スルノ興味ト熱意ヲ起サシメ以テ物質的精神の共ニ良民トシテ自立スルノ端緒ヲ講ゼラレシコトヲ

爰ニ謹シミテ事情ヲ具申シ此段奉嘆願候

謹白

昭和十三年 月 日

城崎町長 石田松太郎

温泉協会長 西村佐兵衛

兵庫県知事 岡田周造殿

六五、城崎温泉利用条例（昭和二十五年）

（城崎町役場所蔵文書）

〔昭和二十五年三月十七日城崎町会より〕

一番 伊賀市太郎

二番 藤原金太郎

三番 欠 席

四番 中川 寛吉

五番 沢田清左衛門

六番 欠 席

七番 高木鶴治郎

八番 天野 正一

九番 木下勉次郎

十番 西村 四郎

十一番 谷口 徳一

十二番 沢田 秀雄

十三番 欠 席

十四番 沢田 亀吉

十五番 小山 真一

十六番 仲路 元治

議長 伊賀市太郎議長席に就き開会を宣す

議長 開議に先立ち会議録署名員二名先例により議長

指名で決して異議なきやを諮るに満場異議なく左
の二名を指名する

四番 中川寛吉

十二番 沢田亀吉

議案第七号

温泉利用条例制定の件

議長 この条例は湯島区の温泉利用条例であって内湯

訴訟事件の和解条件として出来たものである旨申

述べ逐条に亘り説明する。

十六番 本件は既に午前中湯島区会に於て討議され原案通り承認になったものであるから私としては原案に異議ありません。

五番 異議なし。

四番 第一条の湯島区が有するその地域で湧出し又は湧出せしめた温泉を利用する権利云々とあるがその地域とは何を差すか。

議長 地域は湯島区一円を差すものである。これは訴訟の調停条項で湯島区地域内で湧出した温泉の利用権を湯島区に確認された事が根拠になってこの条例にもられたものである。

四番 この文面では湯島区が所有する地域と云ふ様な誤解されるおそれはないか。

議長 この条文については起草委員会でも相当論議されたがこの通りでよく分るとこの様に定まったもので、湯島区が有する権利即ち湯島地域内で湧出するすべての温泉の利用権と云ふ意味であるから湯島区が有するの次の「その地域で湧出し又は

湧出せしめた温泉を利用する権利」と一本に読下せばよく了解が出来ると思ふ。

八番 よく分りました。原案に異議なし。

議長 其他について御意見はありませんか。
満場異議なしと叫ぶ。

議長 御異議の声を聞きませんので原案通り可決確定致します。

城崎町条例第一号

城崎温泉利用条例

第一条 この条例は城崎町湯島区が有する、その地域で湧出し又は湧出せしめた温泉を利用する権利を適正に運営し延いて温泉源の保護を行い公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条 この条例の施行地域で温泉源を掘さくし又は温泉を利用せんとするものは温泉法並びに係関係法令に拠る外本条例に従はなければならない。

第三条 この条例の施行及び運営を行うために湯島区

に温泉審議会を設ける。

第四条 前条に定める温泉審議会は城崎温泉の温泉源

の掘さく並びに温泉の利用配分等を研究調査し城崎町長の諮問に応ずるものとする。

第五条 温泉審議会の委員は九名とし城崎町長が委嘱

する前項の委員は城崎町長が城崎町会議員より二名湯島区会議員より三名城崎町湯島区在住商工業者より三名を詮衡して湯島区議会の承認を得た者及び兵庫県知事の推薦した者一名とする。

第六条 委員の任期は城崎町及び湯島区議会の議員にあつてはその議員の任期中としその他は二ケ年とする。

第七条 この条例の施行区域内で温泉を掘さく又は利用する許否を申請しようとするものは城崎町長の承認を受けなければならない。

前項の承認を受けようとするものは所定の書類を具して申出なければならない。

第八条 城崎町長が前条の許否を決しようとするとき

は温泉審議会に諮問し且湯島区議会を経なければならぬ。

第九条 温泉利用の承認及び許可を受けた者は湯島区に対し別に定める施設の分担金を支払い且利用量に比例する使用料金を支払はねばならない。

第十条 城崎町長はこの条例施行のとき現存する共同温泉浴場の源泉の湧出量に支障を生じ又は生じる虞れありと認めたときは温泉審議会に諮問し且湯島区議会の議決を経て温泉源掘さくの承認を取消し若くは温泉の利用量を減少或は中止せしめることが出来る。

第十一条 この条例第七条の規定は当初の承認事項を変更又は異動せしめようとするときに準用する。

第十二条 この条例施行に必要な細則は別にこれを定める。

付 則

第一条 この条例は発布の日より施行する。

第二条 この条例施行のとき現に温泉を利用して居る

ものはこの条例施行の日より六十日以内に届出でなければならぬ。

前項により届出でたものは第七条による承認を受けたものと看做す。

第一項により届出た事項に変更又は異動を生ぜしめようとするときはこの条例の定める所による。

第三条 この条例施行のとき現に温泉を公共の浴用に供して居るものはこの条例施行の日から十ヶ年間に限り第十条の規定を適用しない。但しその利用する温泉の量に変更を来す場合はこの限りでない。

六六、城崎温泉利用条例細則(昭和二十五年)

(城崎町役場所蔵文書、六五と同じ綴)

城崎温泉利用条例細則

(通則)

第一条 この細則に於て条例と称するは城崎温泉利用条例を謂う。

第二条 この細則で温泉源の掘さくとは温泉の供給を

受ける目的を以て温泉源の掘さくを行う事を謂い温泉の利用とは湧出している又はこれより湧出せしめる温泉の供給を受けて之を利用する事を謂う。

(申請書)

第三条 条例第七条の申請書の様式を左の通り定める。

1、温泉源掘さく承認申請書 別記第一号様式

2、温泉利用承認申請書 別記第二号様式

第四条 前条の承認申請書には申請の区分に従ひ左の書類を添付するものとする。

1、温泉源掘さく承認申請書添付書類

付近百米以内の略図、理由書、利用権確認書

申請手数料受領書写し

2、温泉利用承認申請書添付書類

建築家屋平面図、利用設備の平断面図

申請手数料受領書写し

第五条 前二条の温泉掘さく承認申請書類は一掘さく毎に之を提出するものとする。

(許可)

第六条 条例及この細則によつて温泉を掘さく又は利用せんとするものは一定の職業又は収入の途を有し温泉掘さく又は利用の土地、家屋の所有者でなければならぬ。使用土地又は家屋がその者の所有でない場合はその所有者の承諾書がなければならぬ。但し町長が特に適當と認められた場合は前項以外の者に温泉の掘さく又は利用を許可する事が出来る。

第七条 条例及この細則に基いて町長が温泉の掘さく又は利用を承認した時は文書により申請者に通告する。

(温泉利用設備)

第八条 温泉利用の設備は温泉の自然流下を原則とする。但し町長が特に温泉引揚等の為動力其の他の設備を為す必要有りと認め許可した場合はその設備を行う事が出来る。

第九条 温泉を利用する浴槽の容積は一ヶ所一・二立方米以内とする。

第十条 温泉利用の設備は温泉利用承認申請書記載の通り施行して若し之が位置の変更改造修繕若しくは撤去する場合は予め町長の承認を受けなければならぬ。

第十一条 温泉利用の設備につき区の係員の検査があった場合は正当な理由なくして之を拒む事は出来ない。

(温泉の供給)

第十二条 温泉の供給は昼夜不断とし一時間につき八石以内、但し天災地変により温度の低下供給装置の破損源泉湧出量の減少その他避ける事の出来ない事故の発生したとき及び町長に於て公益上必要であると認められた時は一時温泉の供給を止め、又は供給時間を制限し或は湯島区会の議を経た上供給を廃止する事がある。

この場合に於て区は損害賠償の責に應じない。避く事の出来ない事故の発生に因り泉源地が廃滅し供給不能になったときも亦同じとする。

第十三条 供給を受けた温泉はその目的以外に使用してはならない。

第十四条 供給管及供給器具は区の係員の外之を加工若しくは開閉する事は出来ない。

(工事)

第十五条 泉源掘さく及温泉供給の工事は湯島区で之を行う。

第十六条 前条の工費は湯島区及び受益者の負担としその負担割合は湯島区会の議を経て之を決定する。

第十七条 工事は町長が工費の概算をなし前条により負担金額の概算額を受益者に納入せしめた上着手する。

第十八条 泉源掘さく及温泉供給の工費に対する負担額は工事了後精算し前条の概算額の過不足は還付又は追徴する。

第十九条 前第十五条より第十八条までの規定により徴収した負担金はその工事の結果による温泉供給の成否にかかわらず之を還付しない。

第二十条 温泉供給の工事が完成した時は利用者は六十日以内に温泉の利用を開始しなければならない、但しその期間内に温泉の利用開始の出来ない場合は町長の承認を受けなければならない。

(違背処分)

第二十一条 条例及びこの細則の規定に違背した行為があつた時は町長の認定により二ヶ月以内の温泉の供給停止若しくは湯島区会の決議を経て温泉供給の廃止を行う事がある。

付 則

この細則は公布の日より施行する。

第七節 戦時体制の進展

六七、公立青年訓練所設置議案(大正十五年)

(城崎町役場所蔵文書)

(表紙)

自大正十五年度 至昭和十二年度 決議録綴 城崎町 内川村 学校組合
--

第四号議案

公立青年訓練所設置議案

今般城崎町内川村学校組合ニ於テ青年訓練所ヲ設置シ

其認可ヲ申請スルモノトス

理由

今回勅令第七十号ヲ以テ訓練所ヲ公布セラレ文部省
令第十六号ヲ以テ青年訓練所規程ヲ定メラレ一般青

年ニ対シテ適切ナル訓練ヲ行ハレントス惟フニ近時
 青年教養ノ施設ハ逐年發達ノ趨勢ニアリト雖モ未ダ
 尚充分ナラサルモノアルヲ以テ茲ニ新ニ青年訓練ノ
 制ヲ定メラレタルモノニシテ本施設ハ舊ニ青年ノ心
 身ヲ鍛鍊シテ其資質ヲ向上スルノミナラス其ノ結果
 兵役ニ服スルモノニ対シテ在營年限ノ短縮ヲ伴フガ
 故ニ延テ国家産業ノ進展ニ及ホスヘキ効果モ亦尠ナ
 カラサルベシ依テ本旨ヲ体シ之ガ發達ノ基礎ヲ鞏固
 ニシテ其実績ヲ挙ケントシ本訓練所ヲ設置セントス
 ルニ由ル

大正十五年六月十八日提出

城崎町
内川村
学校組合管理者

城崎町長西村佐兵衛

六八、学校内の階級意識と私刑事件(昭和十年)

(城崎町役場所蔵文書、六七と同じ綴)

学校組合会議録